

第1章

熊本県における男女共同参画社会づくりの状況

男女共同参画社会とは、性別にかかわりなく、すべての人が個性と能力を発揮できる社会であり、そのような社会を実現するためには、幅広い分野にまたがる様々な課題を一つ一つ解決していくかなければなりません。

ここでは、第4次熊本県男女共同参画計画の体系に基づき、様々な統計を用いながらその進捗状況を明らかにし、現状における課題を抽出します。

○男女共同参画社会実現に向けた新たな動き · · · · ·	1
○第4次熊本県男女共同参画計画の基本的な考え方 · · · · ·	2

第1 熊本県の人口・人口構成等 · · · · ·	5
---------------------------	---

第2 熊本県男女共同参画計画の4つの重点目標ごとの現状

I あらゆる分野における女性の活躍推進 · · · · ·	10
II 男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革 · ·	22
III 安全・安心な暮らしの実現 · · · · ·	32
IV 推進体制の充実・連携強化 · · · · ·	40

男女共同参画社会実現に向けた新たな動き

1 国の動き

社会経済のグローバル化に伴う諸外国との競争激化、国内の少子高齢化等による家庭生活や地域社会の多様化など急速に変化する中、経済状況を安定した成長軌道に乗せ、豊かさを実感できる社会を実現する必要があります。

そのため、国は「日本再興戦略（平成25年6月策定）」の中核に「女性の活躍」を位置づけ、女性の力を「我が国最大の潜在力」と捉えた取組を推進するとともに、平成27年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を公布・施行しました。

また、平成28年度から5年間の第4次男女共同参画基本計画を策定し、「あらゆる分野における女性の活躍」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」及び「推進体制の整備・強化」の4つの政策領域を定め、女性活躍加速化に向けた施策を推進しています。

令和2年7月には、「女性活躍加速のための重点方針2020」を定め、コロナ禍における女性への深刻な影響及び女性活躍への新たな可能性への対応をふまえ、女性に対する暴力の根絶に向けた取組や困難に直面する女性への支援の充実、女性活躍推進のための自主的な取組や地域の実情に応じた取組の後押しなど、女性活躍の加速化に向けた取組を進めています。

2 本県の動き

本県においても、平成26年8月、県内の経済界をはじめとする関係機関・団体など産学官の多様なメンバーの連携による「熊本県女性の社会参画加速化会議」を設置し、女性の活躍を更に加速化させるため様々な事業を進めています。

当会議において、各参加団体が連携して取り組む施策・事業等を取りまとめた「熊本県女性の社会参画加速化戦略」を平成27年2月に策定しました。

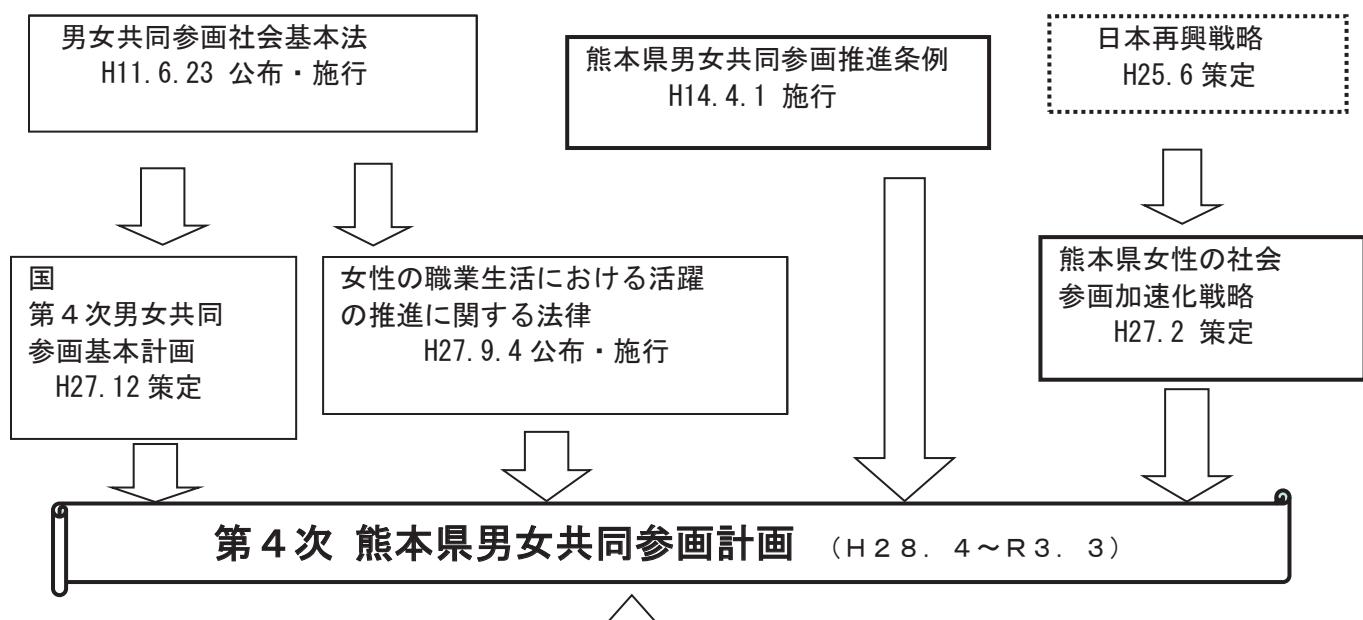
この戦略は、女性の社会参画を加速化するうえでの課題である「出産・育児に伴う女性の退職」、「役員・管理職への登用の遅れ」及び「固定的性別役割分担意識」などに対応し、『熊本が変わる』ため、『企業、女性・男性、社会が“変わる”』という視点から成っています。

また、この熊本県女性の社会参画加速化戦略及び国の第4次男女共同参画基本計画等を踏まえ、平成28年度から5年間の第4次熊本県男女共同参画計画を策定し、更なる男女共同参画社会づくりを推進しています。

第4次熊本県男女共同参画計画の基本的な考え方

1 計画の位置付け

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条及び熊本県男女共同参画推進条例第15条の規定に基づく、県における男女共同参画社会の形成に関する施策についての基本的な計画であり、国の第4次男女共同参画基本計画及び熊本県女性の社会参画加速化戦略等を踏まえて策定しました。



～ 第4次計画関連の主な計画等 ～

- * 幸せ実感くまもと4カ年戦略
- * 熊本県労働・人材育成計画
- * 熊本県農山漁村男女共同参画推進プラン
- * 熊本県特定事業主行動計画
- * 熊本県DV対策基本計画
- * 熊本県人権教育・啓発基本計画
- * 熊本県障がい者計画
- * 熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画
- * 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進構想
- * くまもと子ども・子育てプラン
- * くまもと「夢への架け橋」教育プラン
- * 熊本県地域福祉支援計画
- * 熊本県保健医療計画
- * 熊本県健康増進計画
- * がん対策推進計画

など

2 計画期間

平成28年4月から令和3年3月までの5カ年間

3 基本目標

『男女がともに自立し支えあう、多様性に富んだ活力ある社会の実現』

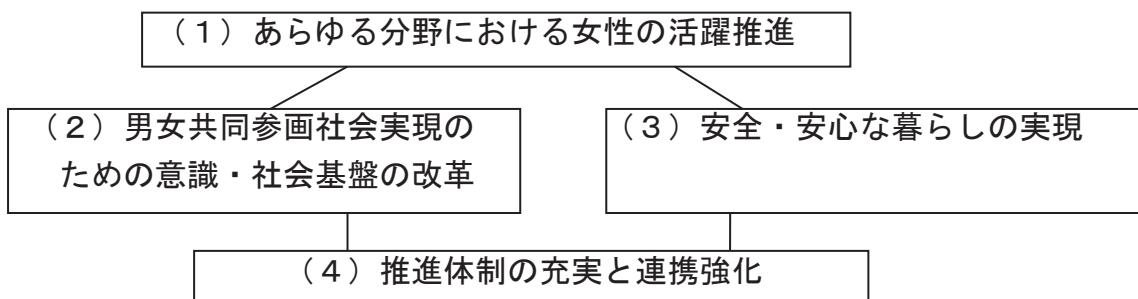
第3次熊本県男女共同参画計画の基本目標である「男女がともに自立し、支えあう社会の実現」及び、本県における男女共同参画のリーディングプロジェクトと位置付け策定した『熊本県女性の社会参画加速化戦略』の方向性「①固定的性別役割分担意識のない社会、②男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合う社会、③男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会」を踏まえて、第4次熊本県男女共同参画計画の目標とします。

4 重点目標

急激に地域社会が変化する中で、男女がともに自立し支えあう、多様性に富んだ活力ある社会を実現するためには、政治・行政、経済・雇用及び農林水産分野並びに地域での「あらゆる分野における女性の活躍の推進」が重要となります。

そのためには、大きな阻害要因である固定的性別役割分担の解消だけではなく、長時間労働に対する男女の意識の変革、特に男性中心型労働慣行から脱却し、男性の働き方・暮らし方を抜本的に見直すとともに、子育て環境等の社会基盤も変える必要があります。

一方で、男女が互いに相手を思いやり支えあうためには、県民すべてが安全に安心して暮らせる社会の実現が必要であり、国、県及び市町村が連携するとともに、企業、県民並びに各種団体の組織的な対応が不可欠です。



5 第4次熊本県男女共同参画計画体系

【基本目標】 男女がともに自立し支えあう、多様性に富んだ活力ある社会の実現

【重点目標及び主要な施策】

【重点目標】	【施策の基本方向】	【主要施策】
1 あらゆる分野における女性の活躍推進	(1) あらゆる分野における意思決定過程への女性の参画拡大	① 政治や行政分野における意思決定への女性の参画拡大 ② 企業における役員や管理職等への女性の積極的な登用や人材育成
	(2) 就業や雇用分野における男女共同参画の推進	① 女性の営業、企画、研究・開発等及び生産分野への進出支援 ② 女性の積極的な採用と公平なチャレンジ機会の付与等の促進 ③ 女性の活躍を推進するため的一般事業主行動計画の策定支援や自主宣言の推進 ④ 女性の積極的な能力開発、ネットワークづくりの支援
	(3) 農林水産業における男女共同参画の推進	① 農林水産分野における意思決定への女性の参画拡大 ② 経営への女性の主体的参画の推進 ③ 女性の参画による6次産業の展開及び起業化支援
	(4) 地域社会における男女共同参画の推進	① 女性の活動分野の拡大 ② 地域におけるリーダーの育成
	(5) 柔軟で多様な働き方の支援	① 女性の起業支援 ② 多様な働き方による活躍促進
2 男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革		① 固定的性別役割分担意識の解消 ② ワーク・ライフ・バランスの理解と促進 ③ 男女共同参画教育の充実とキャリア教育の推進 ④ メディアにおける男女共同参画の推進
	(1) 意識改革に向けた広報・啓発の推進	
	(2) 社会制度や慣習の見直し	
	(3) 男性の働き方改革	① 長時間労働の見直し ② 家庭・地域への積極的参画の推進 ③ 男性の多様な働き方による仕事と家庭の両立支援
	(4) 女性の継続就労支援	① 企業等における妊娠・出産・育児に伴う就業環境整備の推進 ② 企業等が実施する復帰プログラムへの支援 ③ ライフステージに応じた再就職・復職支援
	(5) 子育て支援体制等の充実	① 保育所等における待機児童の解消 ② ニーズに応じた子育て支援の充実 ③ 放課後児童クラブの拡充と質の向上
3 安全・安心な暮らしの実現	(1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶	① DV被害者に対する支援や、若年層へのデータDVに関する予防啓発の推進 ② 性暴力被害者及びストーカー等への対応の充実 ③ ハラスメントを許さない社会づくりの推進
	(2) 生涯を通じた女性の健康支援	① ライフステージに応じた健康の包括的な支援 ② 妊娠・出産等に関する健康支援
	(3) 安心して暮らせる環境整備	① 貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援 ② 子どもに対する共同参画社会づくりの推進 ③ 高齢者、障がい者、外国人及び性的指向や性同一性障がいを理由として困難を抱える人々が、安心して暮らせる男女共同参画社会づくりの推進
	(4) 女性視点を反映した地域の防災力向上	① 防災分野における女性の参画拡大
4 推進体制の充実・連携強化	(1) 県・市町村の推進体制の強化、国との連携	① 県における推進体制づくり ② 県職員・教職員等の意識啓発 ③ 市町村における推進体制 ④ 国との連携
	(2) 県民、各種団体等との連携	
	(3) 国際的な協調及び貢献	

第1 熊本県の人口・人口構成等

我が国の人団は年々減少傾向にある。本県においても、今後長期的に人口減少と年齢構成の変化が続くとともに、家族形態や地域社会が変化していくことが確実視されている。

ここでは、熊本県の人口、人口構成等についてみていく。

ポイント

- 1 本県では人口減少が進んでいく中で、長期的には労働力不足の深刻化が予想されており、地域の活力を維持していくには、女性や高齢者の就業機会の拡大、能力活用が重要な課題となっている。
- 2 少子化の一因である晩婚化及び未婚化が男女ともに進む中、令和元年の本県の合計特殊出生率は、前年よりやや減少し1.60であった（全国8位）。出生率の向上につなげるために、子どもを産み、育てやすい環境をつくる更なる取組が必要である。

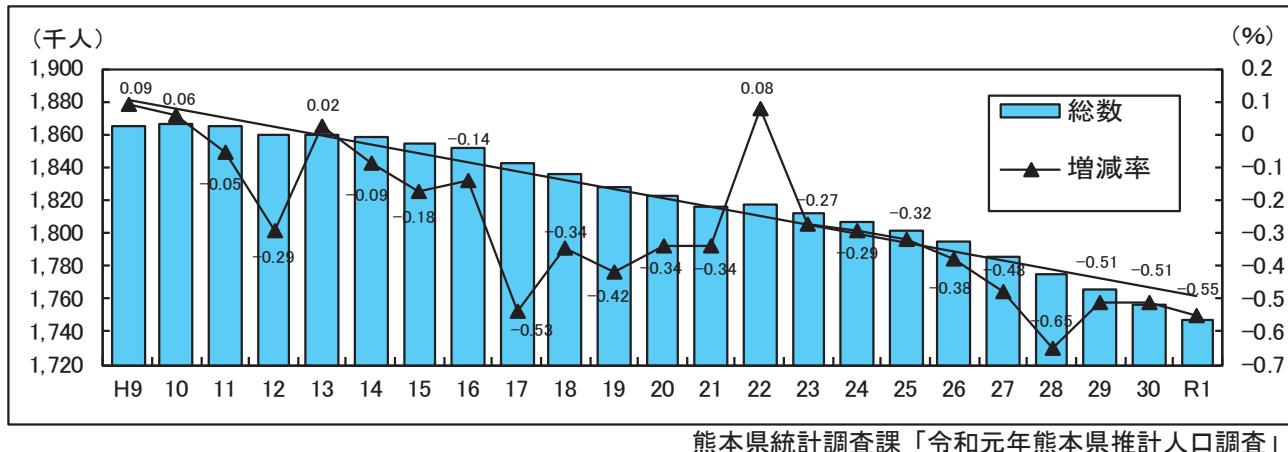
1 熊本県の人口

（1）総人口

●人口減少は今後さらに加速

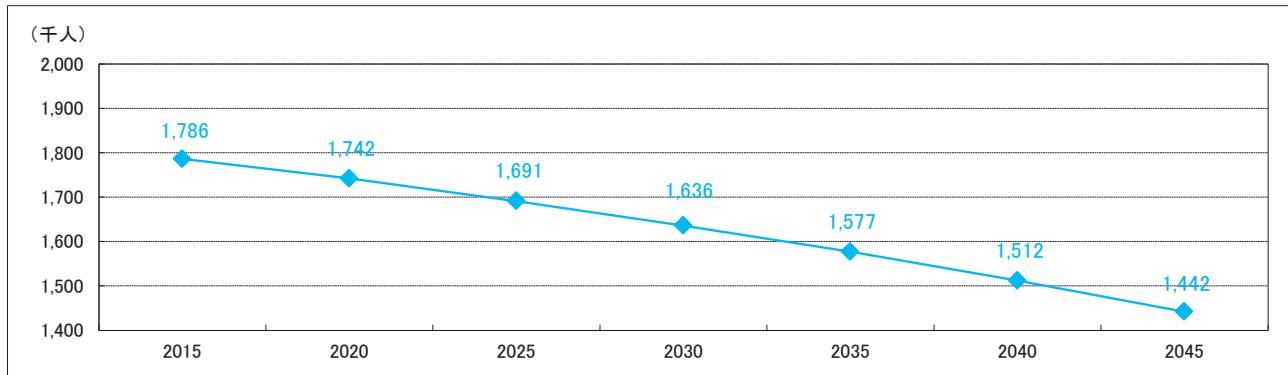
本県の総人口は、令和元年10月1日現在、1,746,740人で、前年（1,756,442人）に比べ、9,702人減少（▲0.55%）した（図表1）。今後も減少傾向は続き、本県の総人口は、2045年には約144万人になると見込まれている（図表2）。

図表1 熊本県の人口の推移



熊本県統計調査課「令和元年熊本県推計人口調査」

図表2 熊本県の将来人口の推移



国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（H30.3月推計）」の出生中位・死亡中位推計人口

2 熊本県の人口構成

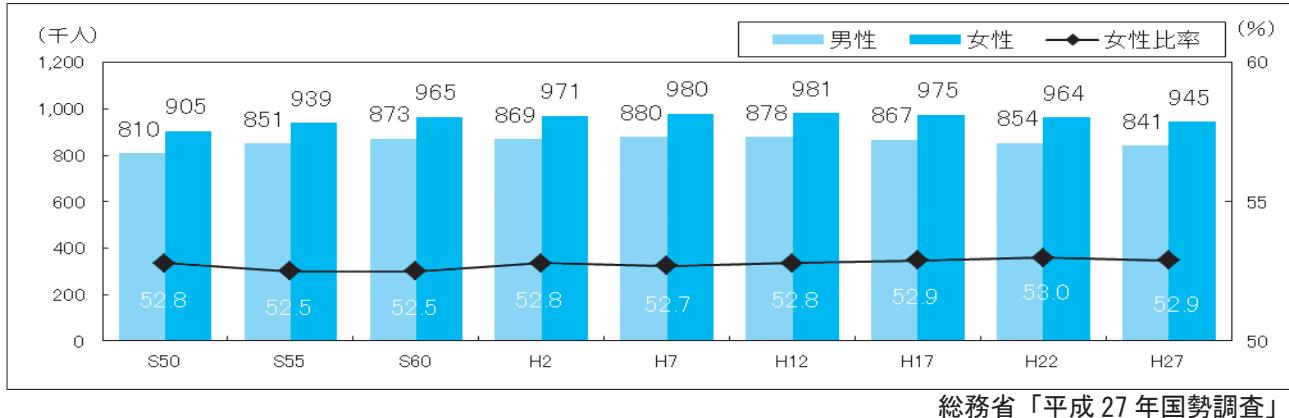
(1) 男女別人口

●男女構成比の女性の割合は52%～53%で推移

本県の男女別人口は、平成27年10月1日現在、男性約84万1千人、女性約94万5千人で5年前と比べ、男性は約1万3千人、女性は約1万9千人減少している。

男女構成比をみると、ここ40年は男性より女性が多い状態で推移している（図表3）。

図表3 熊本県の男女別人口の推移

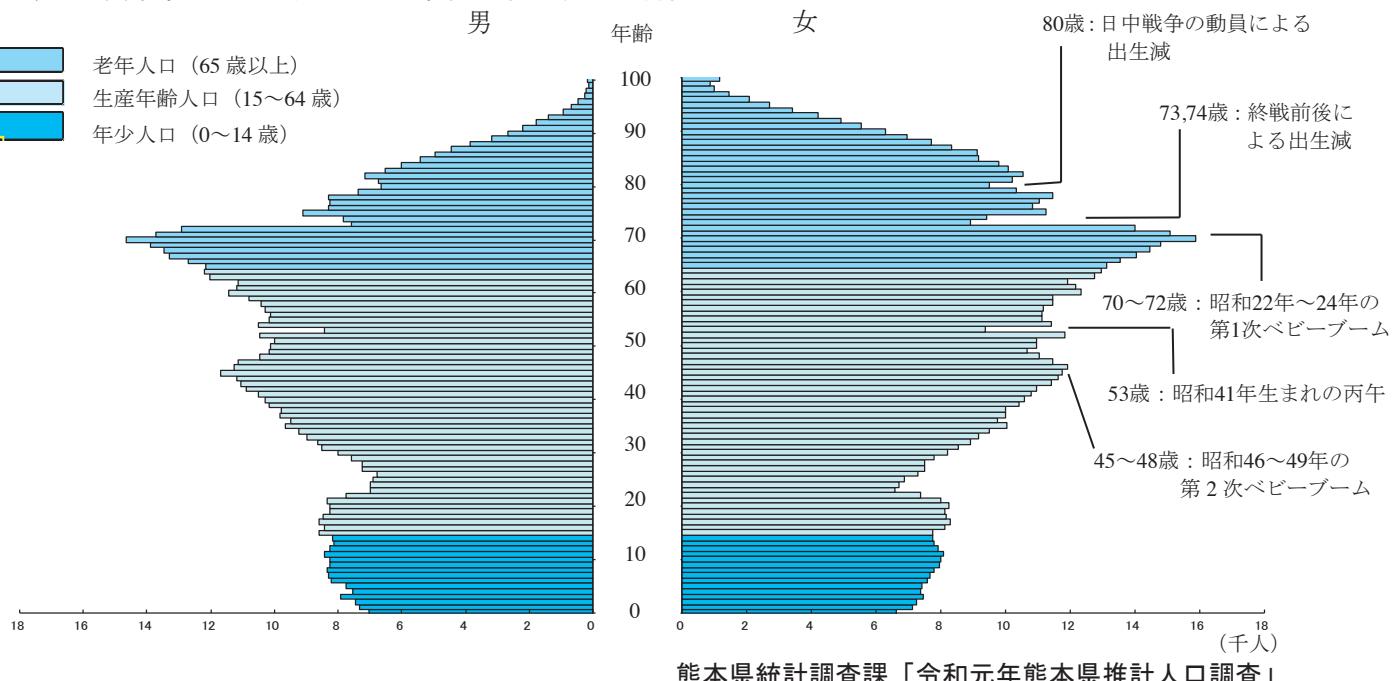


(2) 年齢別人口

●生産年齢人口は減少傾向

熊本県の令和元年10月1日現在の人口ピラミッド（図表4）によると、生産年齢人口は第1次ベビーブーム期（昭和22～24年）をピークとして減少傾向にあり、ピラミッドの裾野が次第に狭まっているため、長期的には労働力不足の深刻化が懸念されている。労働力を維持するためには、働く意欲のある女性や高齢者の就業機会の拡大や能力の活用が不可欠である。

図表4 熊本県の人口ピラミッド（令和元年10月1日現在）



(3) 高齢化率

●高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は増加

平成27年の本県の高齢化率は28.8%となり、年々増加傾向にある。

65歳以上に占める女性の割合は約6割、85歳以上では約7割となり、高齢社会の問題は女性に深く関わる問題でもある（図表5）。

図表5 高齢化率

	県				全国			
	H12	H17	H22	H27	H12	H17	H22	H27
高齢化率 (総人口に占める65歳以上人口の割合)	21.3	23.7	26.0	28.8	17.3	20.1	23.1	26.6
高齢者に占める女性の割合	59.8	59.8	59.0	58.5	58.1	57.6	57.3	56.7
高齢者に占める単身者の割合	13.0	14.0	14.7	16.3	13.8	15.1	15.6	17.7
高齢単身者に占める女性の割合	80.9	78.5	71.5	72.0	75.5	72.8	71.5	67.5
85歳以上に占める女性の割合	71.7	72.8	69.2	70.9	70.7	72.3	71.8	70.1

総務省「平成27年国勢調査」

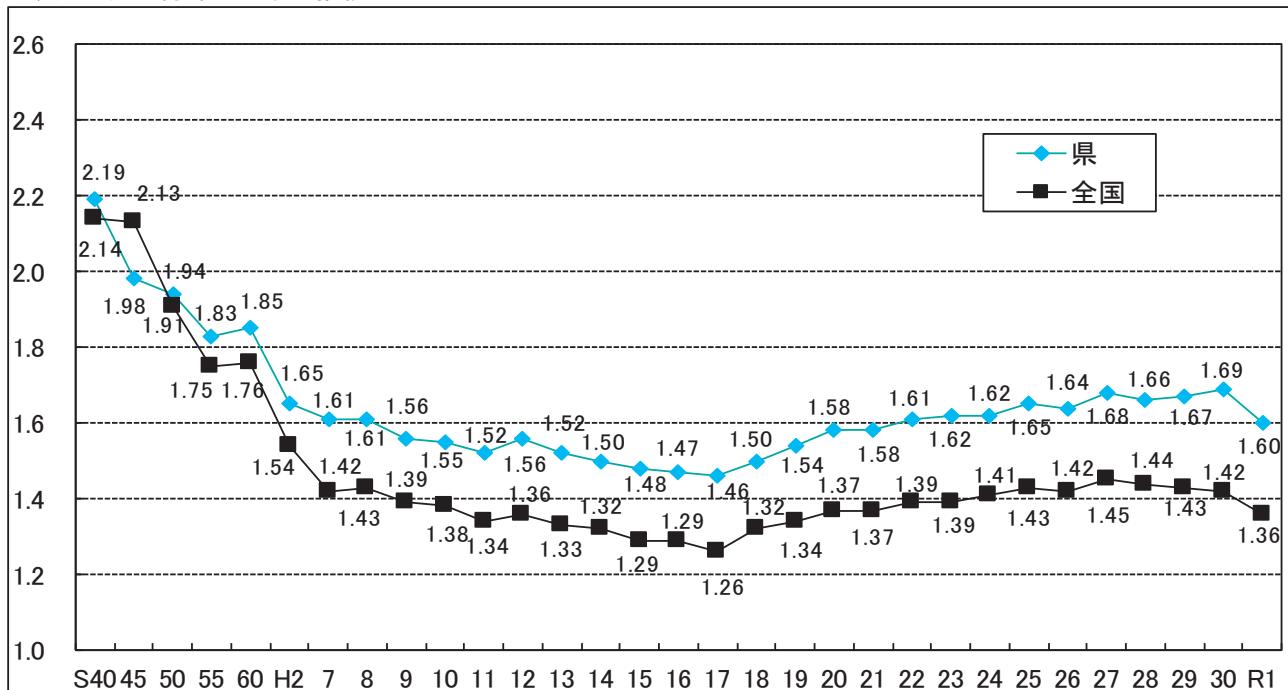
(4) 合計特殊出生率（※）

●平成30年から減少、少子化問題への更なる取組が必要

令和元年の本県の合計特殊出生率は、1.60で前年より0.09ポイント減少した（図表6）。都道府県別に見ると、沖縄県（1.82）、宮崎県（1.73）、島根県（1.68）の順となっており、本県は全国第8位（前年5位）で全国平均を0.24ポイント上回っている。

今後も子どもを産みやすく、育てやすい環境をつくり、更なる出生率の向上につながる取組が必要である。

図表6 合計特殊出生率の推移



※合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの

厚生労働省「令和元年人口動態調査」

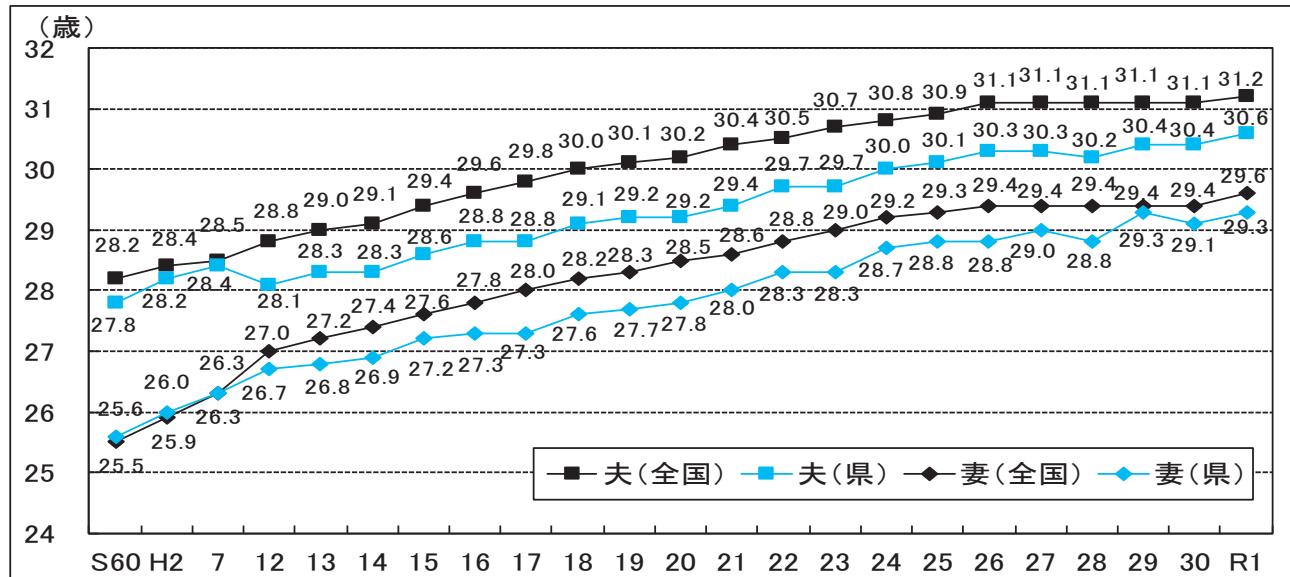
3 熊本県における結婚・離婚

(1) 平均初婚年齢(※)

●緩やかではあるが、晩婚化が進行

全国的に晩婚化が緩やかに進んでいる。本県における男女の平均初婚年齢の推移を見ると、令和元年は男性30.6歳、女性29.3歳といずれも全国平均を下回っているものの、全国と同様の傾向にある(図表7)。

図表7 平均初婚年齢の推移



※平均初婚年齢：結婚式を挙げた時又は同居を始めた時のうち早い方の年齢

厚生労働省「令和元年人口動態調査」

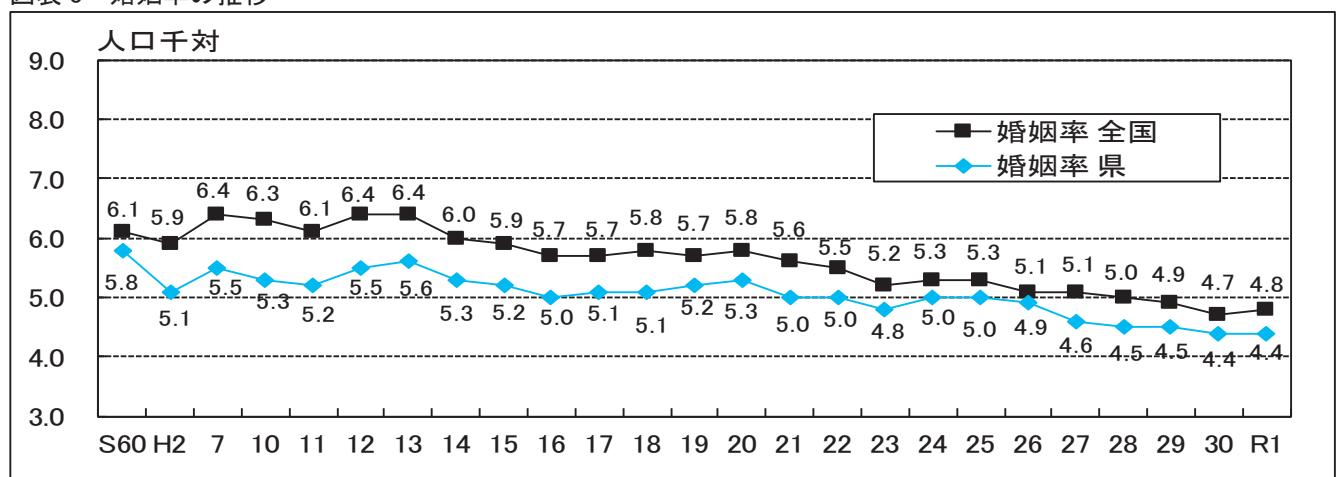
(2) 婚姻率・離婚率・未婚率

●離婚率は1.70とほぼ前年並み

本県における令和元年の婚姻率(人口千対)は前年と同じく4.4で、過去一貫して全国平均を下回っている(図表8)。

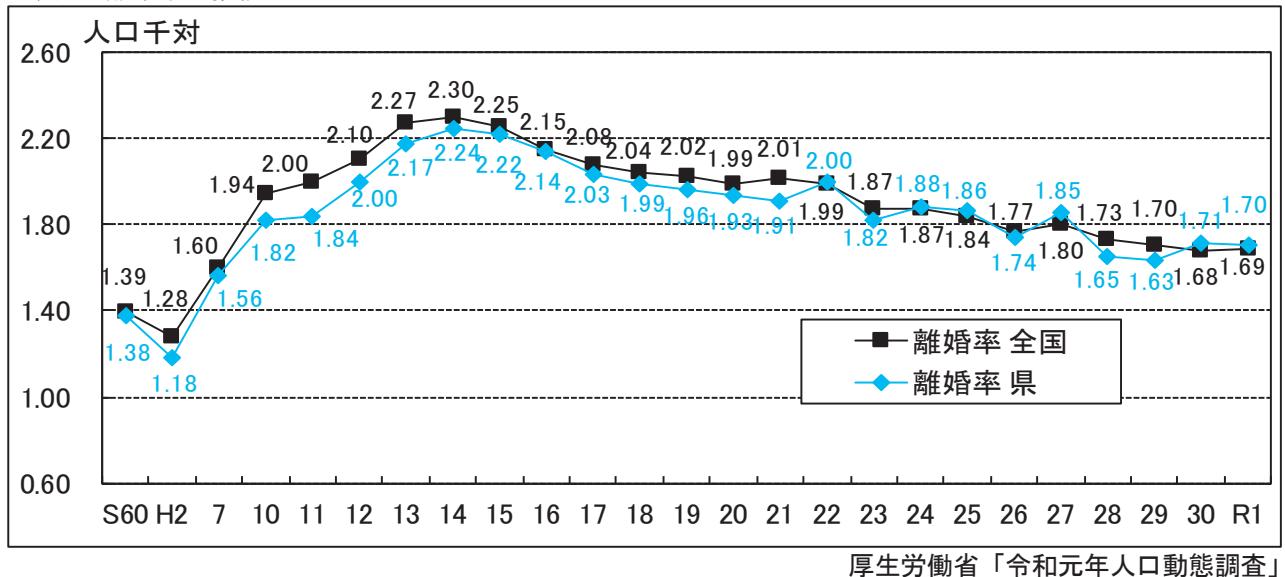
一方で、本県における令和元年の離婚率(人口千対)は1.70とほぼ前年並みで、全国平均をわずかに上回っている(図表9)。

図表8 婚姻率の推移



厚生労働省「令和元年人口動態調査」

図表 9 離婚率の推移

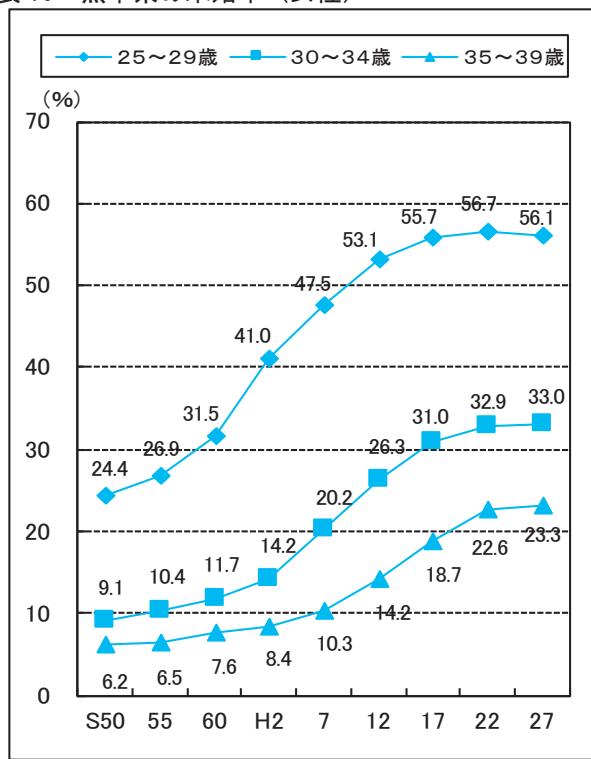


●未婚率は、各年齢層で女性より男性が高い

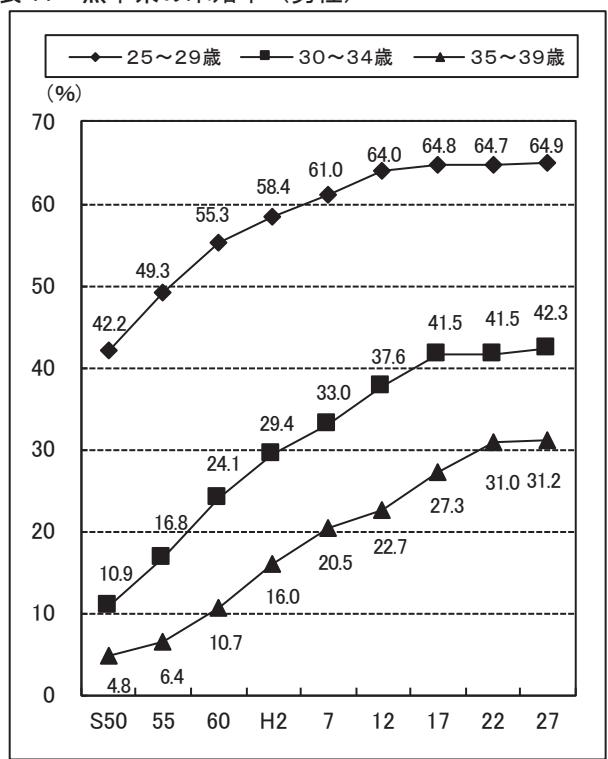
本県の未婚率は全体的に見ると増加傾向にある。昭和 50 年と平成 27 年で比較すると、男性では 35~39 歳の未婚率が 4.8% から 31.2% と 6.5 倍に、女性では 35~39 歳の未婚率が 6.2% から 23.3% と約 3.8 倍に増えている。

また、各年齢層で男性は女性より 7~9 ポイント程度未婚率が高くなっている（図表 10・11）。

図表 10 熊本県の未婚率（女性）



図表 11 熊本県の未婚率（男性）



第2 熊本県男女共同参画計画の4つの重点目標ごとの現状

I あらゆる分野における女性の活躍推進

男女共同参画社会を実現するためには、男女が対等な関係を築き、様々な分野で政策や方針を決定する場に共同して参画することが必要である。国では、社会のあらゆる分野において指導的地位に占める女性の割合を少なくとも30%にすることを目標に掲げており、本県においても、県・市町村をはじめ、企業・団体等において長期的視点を持って、女性の参画を推進していく必要がある。

ここでは、行政、政治、就業分野等における女性の参画状況や市町村の男女共同参画への取組状況をみていく。

ポイント

- 1 日本のジェンダー・ギャップ指数（GGI）は、前年より順位を11位下げ、153か国中121位になった。国際的にみて、政治・経済分野における男女の格差は未だに大きい。
- 2 県民の8割以上が政策・方針決定の場への女性の参画を望んでいるが、現実とは大きく乖離している。
- 3 本県の審議会等委員への女性の登用率は、前年より0.3ポイント増の38.9%となった。
- 4 本県の管理職（課長級以上）に占める女性の割合は、前年より2.4ポイント増の9.1%となっている。
- 5 県内事業所の管理職に占める女性の割合は、全体で前年より4.7ポイント増加し、26.6%となっている。
- 6 女性労働者が雇用者の約半数近くを占めるほどの増加傾向にある中で、女性労働者における非正規職員の割合は半数を占め、男性の約2.5倍となっている。

1 國際的な状況

（1）日本の女性の参画状況

●国際的に見ても低い水準にある我が国の女性の参画状況

2019年に国連開発計画が発表した「人間開発報告書」によると、日本は人間開発指数（HDI）が189か国中19位で前回と同順位となっている。

また、世界経済フォーラムが発表したジェンダー・ギャップ指数（GGI）は、153か国中121位と前回より順位を11下げ過去最低となった（図表12）。

日本は、人間開発の達成度では実績を上げているが、政治・経済分野における男女の格差はいまだに大きく、女性が政治・経済活動等に参画し、意思決定に携わる機会や環境の整備が不十分であると言える。

※HDI 人間開発指数とは… (Human Development Index)

国連開発計画（UNDP）による指数で、「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測定したもの。具体的には、出生時の平均寿命、知識（平均就学年数及び予想就学年数）、1人当たり国内総所得を用いて算出している。

※GGI ジェンダー・ギャップ指数とは… (Gender Gap Index)

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。

図表 12 HDI、GGIにおける日本の順位

HDI(人間開発指数)		
順位	国名	HDI値
1	ノルウェー	0.954
2	スイス	0.946
3	アイルランド	0.942
4	ドイツ	0.939
4	香港	0.939
6	オーストラリア	0.938
6	アイスランド	0.938
8	スウェーデン	0.937
9	シンガポール	0.935
10	オランダ	0.933
:	:	
15	米国	0.920
:	:	
19	日本	0.915
:	:	
22	韓国	0.906
:	:	

GGI(ジェンダー・ギャップ指数)		
順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.877
2	ノルウェー	0.842
3	フィンランド	0.832
4	スウェーデン	0.820
5	ニカラグア	0.804
6	ニュージーランド	0.799
7	アイルランド	0.798
8	スペイン	0.795
9	ルワンダ	0.791
10	ドイツ	0.787
:	:	:
53	米国	0.724
:	:	:
108	韓国	0.672
:	:	
121	日本	0.652
:	:	

国連開発計画（UNDP）「人間開発報告書2019」及び世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report2020」（2019年版）より作成
測定可能な国数は、HDIは189か国、GGIは153か国

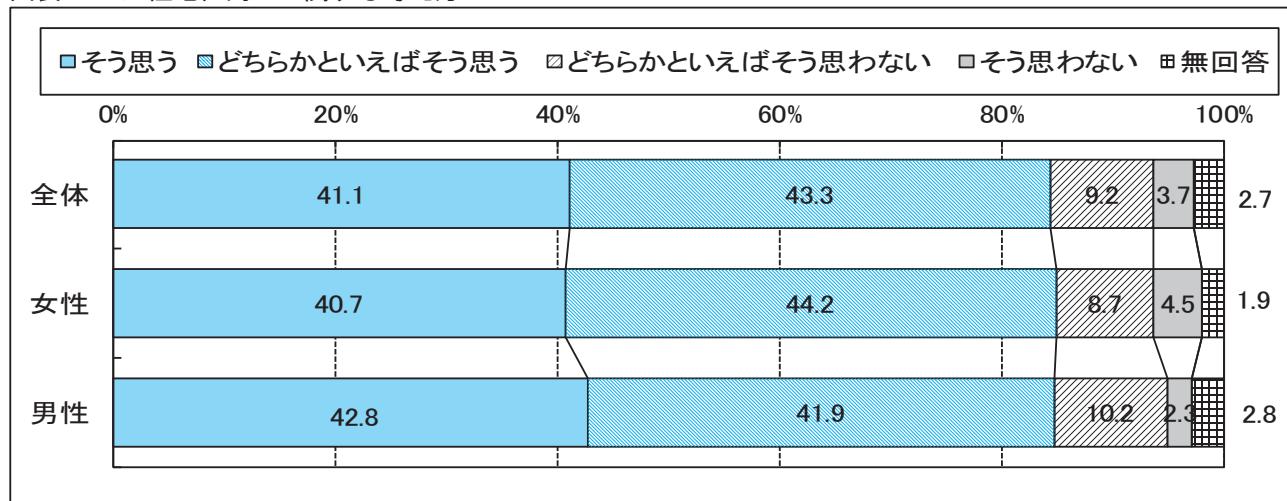
2 政策・方針決定の場における状況

(1) 女性の地位向上に関する考え方

●男女ともに8割以上が政策企画立案や方針決定の場への女性の参画を望んでいる

「女性が自治体の首長や議会議員、企業の管理職や農協の役員、自治会長やPTAの会長などになって、政策企画立案や方針決定の場に女性の意見が反映されるようになればよいと思うか」の問に対し「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と答えた人の割合は、前回調査（H26.11実施）から6.9%増加し84.4%となった（図表13）。

図表 13 女性地位向上に関する考え方



熊本県男女参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（R1.11実施）」

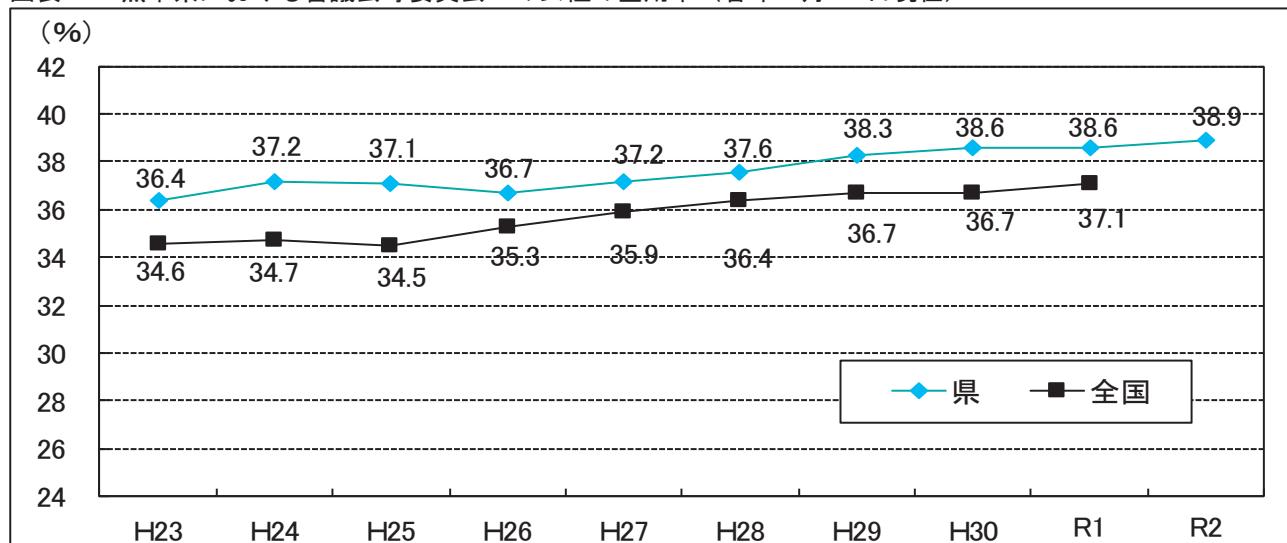
(2) 審議会等委員に占める女性の割合

●本県における女性登用率は前年より0.3ポイント増の38.9%

本県における審議会等委員への女性の登用率は、令和2年3月31日現在、前年より0.3ポイント増加の38.9%となった（図表14）。

市町村においては、令和2年3月31日現在、22.1%と低い状況であるため、女性登用率の目標値設定や積極的な女性登用などを行う必要がある（図表15）。

図表14 熊本県における審議会等委員会への女性の登用率（各年3月31日現在）

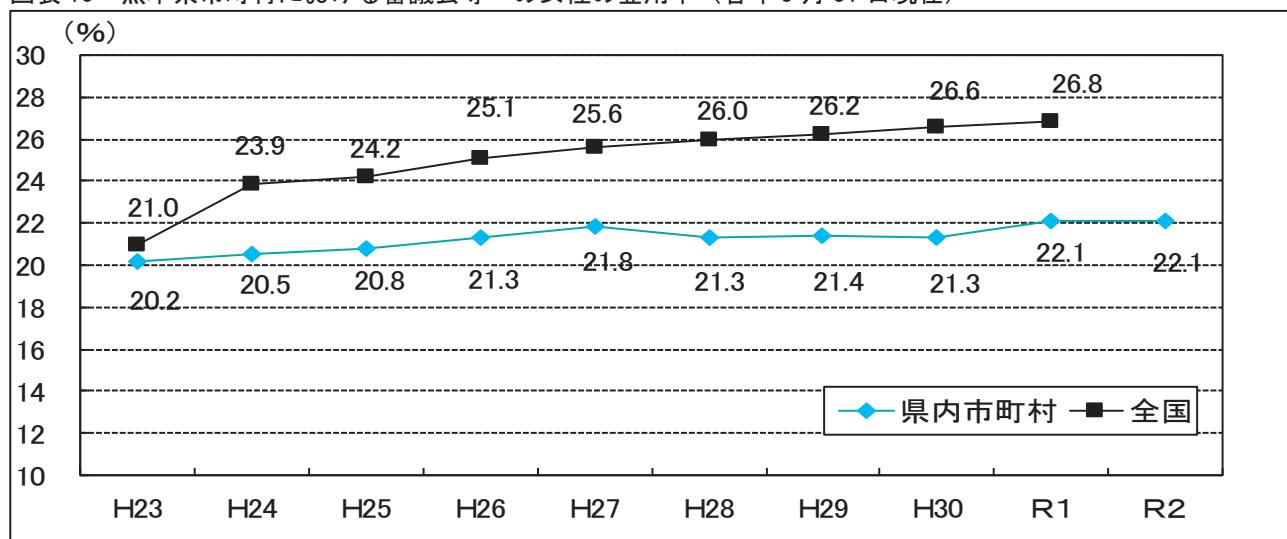


※熊本県の数値は、登用目標の対象である審議会等への女性の登用率

※全国の数値は、令和2年の調査結果が出ていないため空欄としている

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」
熊本県男女参画・協働推進課調べ

図表15 熊本県市町村における審議会等への女性の登用率（各年3月31日現在）



※県内市町村及び全国ともに地方自治法第202条の3に基づく審議会等（広域を含む）への女性の登用率

※政令指定都市、特別区を含む

※全国の数値は、令和2年の調査結果が出ていないため空欄としている

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」

熊本県男女参画・協働推進課調べ

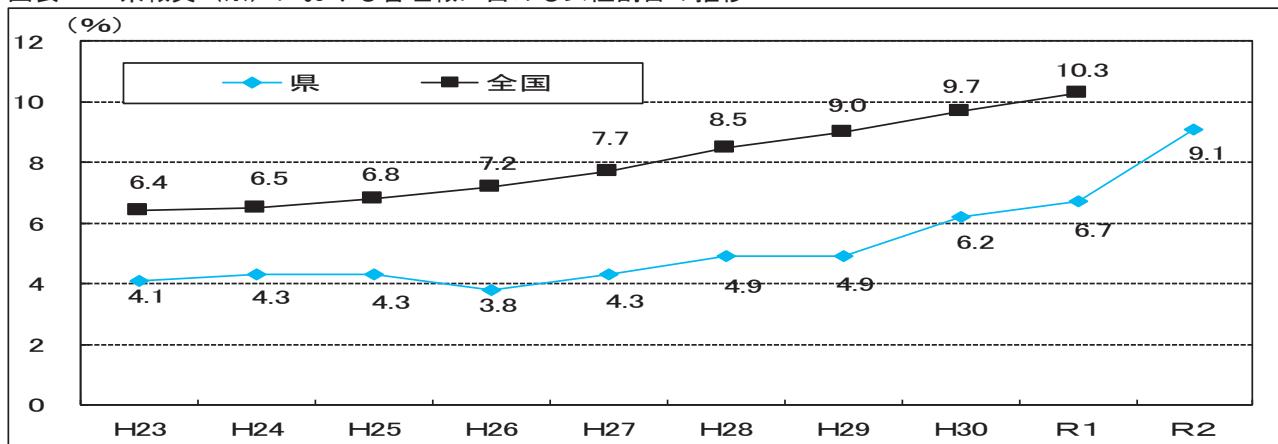
(3) 熊本県における女性の参画状況

●管理職（課長級以上）に占める女性職員の割合は増加

熊本県の管理職（課長級以上）に占める女性の割合は、令和2年4月1日現在、前年より2.4ポイント増の9.1%となった（図表16）。

なお、令和2年4月1日現在、新規採用職員に占める女性の割合は、熊本県全体（教職員除く）で38.5%、知事部局のみでも38.5%だった（図表17）。

図表16 県職員（※）における管理職に占める女性割合の推移



※対象：知事部局等職員、県警職員、教育委員会事務局職員

※平成27年以降は一般行政職以外の職員も計上

※令和2年の全国の数値は、調査結果が出ていないため空欄

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」
熊本県男女参画・協働推進課調べ

【参考】

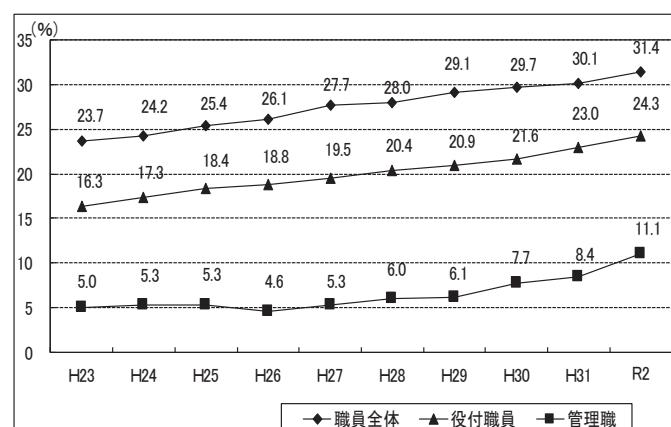
県職員（※）における女性の登用状況の推移

本県における教職員、警察官を除いた管理職（課長級以上）に占める女性の割合は前年より2.7ポイント増の11.1%となった。

また、役付職員（係長級以上）に占める女性の割合は前年より1.3ポイント増の24.3%となった。

※対象：知事部局等職員、県警職員のうち事務職員等（警察官を除く）、教育委員会事務局職員

※平成27年以降は一般行政職以外の職員も計上



熊本県男女参画・協働推進課調べ

図表17 新規採用職員（教職員除く）に占める女性割合の全国比較（各年4月1日現在） (%)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
熊本県	19.3	25.6	25.0	29.7	38.9	33.1	32.4	34.4	39.0	38.5
全国	30.9	30.3	30.3	32.6	31.9	34.4	35.3	35.1	35.3	—
【参考】知事部局	25.3	38.3	32.7	39.7	42.3	42.3	42.0	38.1	40.9	38.5

※対象：知事部局等職員、県警職員、教育委員会事務局職員

※全国の数値は、令和2年の調査結果が出ていないため空欄としている

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」

熊本県男女参画・協働推進課調べ

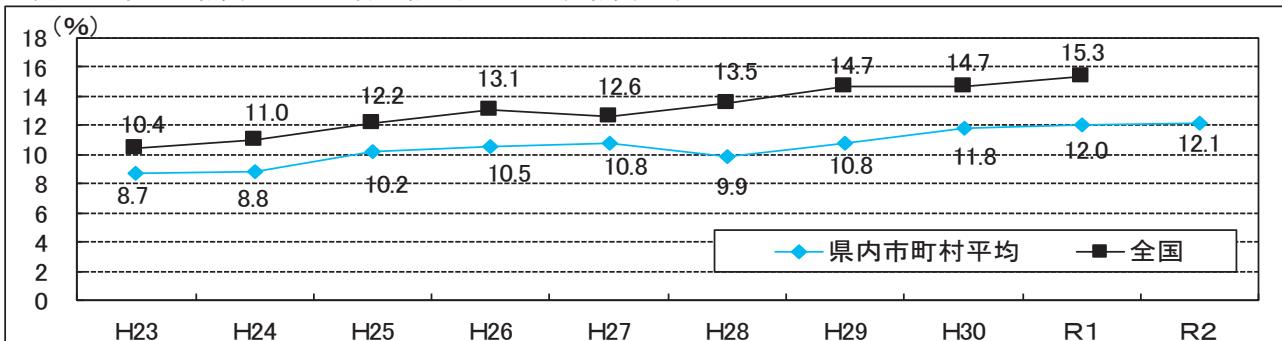
(4) 市町村における女性の参画状況

●市町村の管理職（※）に占める女性の割合は前年より増加

市町村の管理職に占める女性の割合は、令和2年4月1日現在、県内市町村平均で12.1%となり、前年度より0.1ポイント増加した（図表18）。

また、県内市町村新規採用職員に占める女性の割合は、前年度より7.0ポイント増加し、45.0%となった（図表19）。

図表18 市町村職員における管理職に占める女性職員比率



※管理職：管理職手当を支給されている職員（管理又は監督の地位にある職員）のうち、条例等で指定する職（内閣府推進状況調査による定義） 概ね課長級以上が該当

※政令指定都市、特別区を含む

※全国の数値は、令和2年の調査結果が出ていないため空欄としている

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」
熊本県男女参画・協働推進課調べ

図表19 市町村新規採用職員に占める女性の割合（各年4月1日現在）

採用区分	H26			H27			H28			H29			H30			R1			R2		
	総数	女性数	女性の割合																		
大学卒業程度	215	63	29.3%	275	90	32.7%	306	121	39.5%	266	89	33.5%	251	100	39.8%	296	99	33.4%	250	103	41.2%
短大卒業程度	73	66	90.4%	57	43	75.4%	45	39	86.7%	30	28	93.3%	21	20	95.2%	40	33	82.5%	35	28	80.0%
高校卒業程度	141	59	41.8%	121	43	35.5%	144	55	38.2%	149	53	35.6%	185	86	46.5%	148	52	35.1%	168	73	43.5%
計	429	188	43.8%	453	176	38.9%	495	215	43.4%	445	170	38.2%	457	206	45.1%	484	184	38.0%	453	204	45.0%

熊本県男女参画・協働推進課調べ

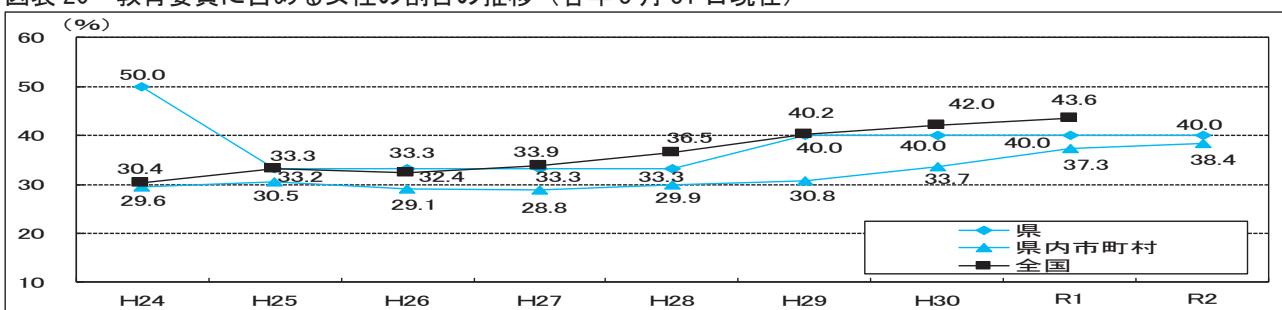
(5) 教育分野における女性の参画状況

●本県教育委員に占める女性の割合は40.0%

本県の教育委員は、5人中女性は2人である。

一方、県内市町村の教育委員に占める女性の割合は38.4%となり、前年より1.1ポイント増加している（図表20）。

図表20 教育委員に占める女性の割合の推移（各年3月31日現在）



※県教育委員の総数は、平成28年までは6名、平成29年からは5名

※全国の数値は都道府県の平均値であり、令和2年の調査結果が出ていないため空欄としている

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」

熊本県男女参画・協働推進課調べ

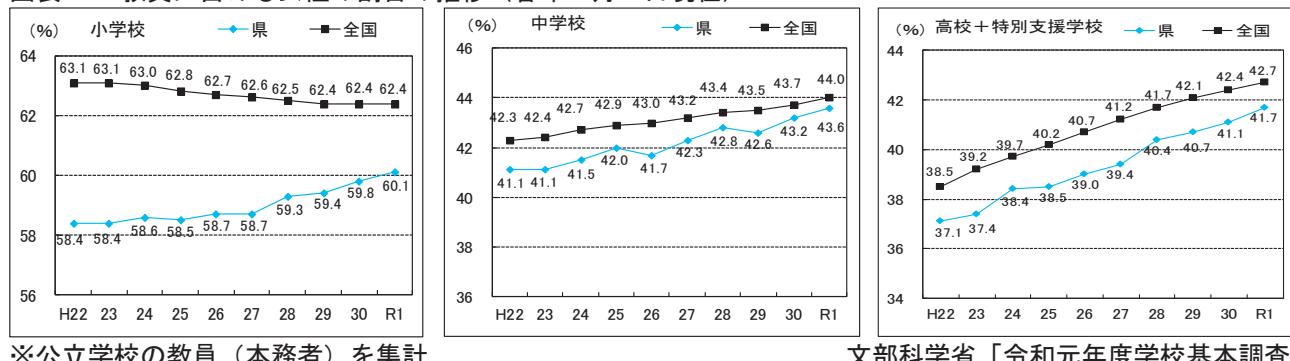
●管理職（校長、副校長、教頭）に占める女性の割合は、全ての校種において全国平均を下回っている

公立学校教員に占める女性の割合は、令和元年度は小学校が60.1%、中学校が43.6%、高校・特別支援学校は41.7%となり全国平均を下回っている（図表21）。

また、管理職（校長、副校長、教頭）の女性比率は、令和元年度は小学校17.5%、中学校7.0%、高校・特別支援学校11.2%であり、全ての校種で全国平均を下回っている（図表22）。このことから、管理職候補者に対する研修会の実施や、管理職の多忙感の解消など勤務環境の整備を行い、男女を問わず適材適所へ登用を行う必要がある。

新規採用教員に占める女性の割合は、全体が56.2%で前年度より0.5ポイント減少した（図表23）。

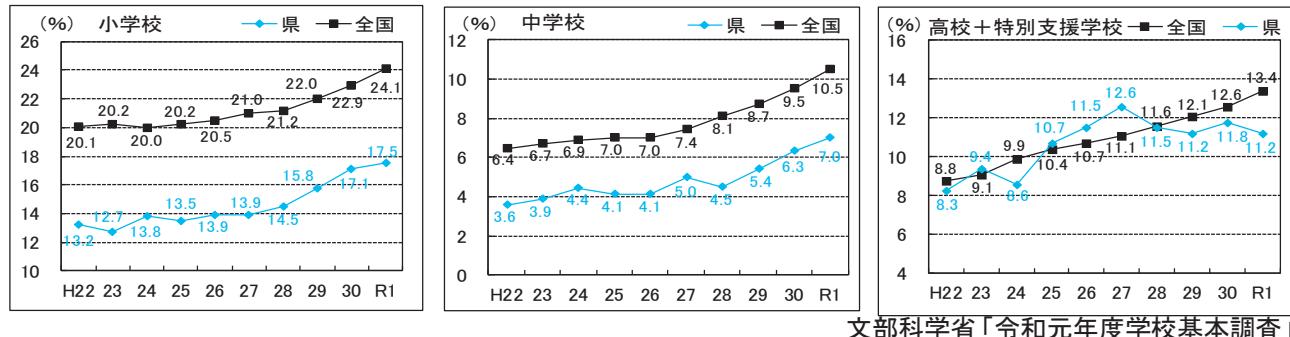
図表21 教員に占める女性の割合の推移（各年5月1日現在）



※公立学校の教員（本務者）を集計

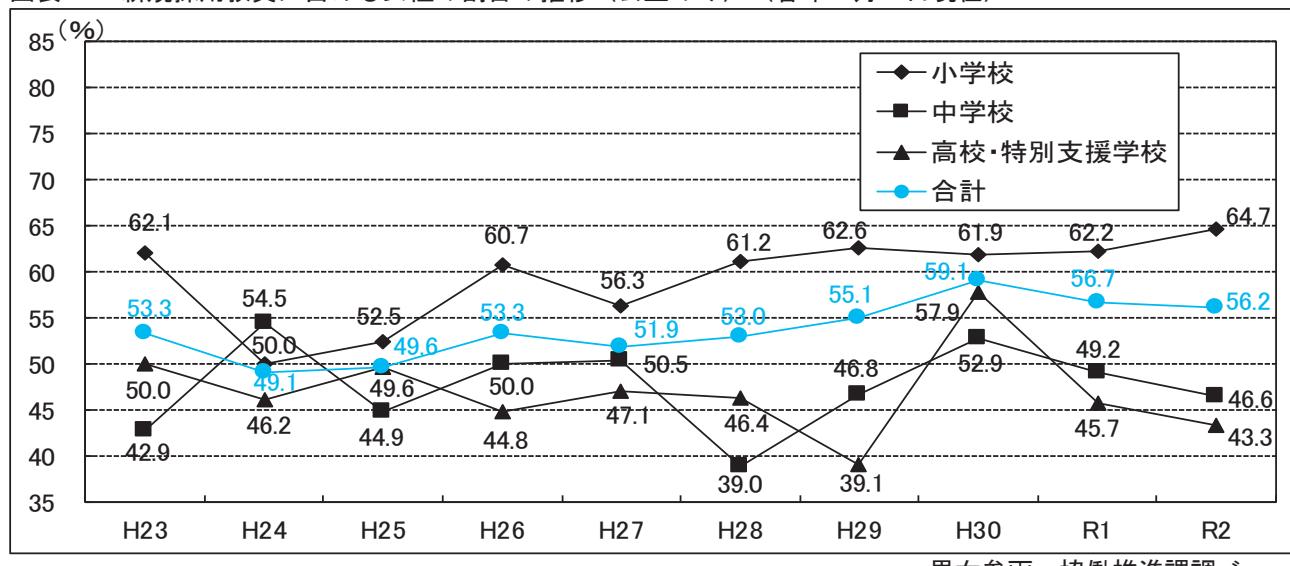
文部科学省「令和元年度学校基本調査」

図表22 管理職（校長、副校長、教頭）に占める女性の割合の推移（公立のみ）（各年5月1日現在）



文部科学省「令和元年度学校基本調査」

図表23 新規採用教員に占める女性の割合の推移（公立のみ）（各年4月1日現在）



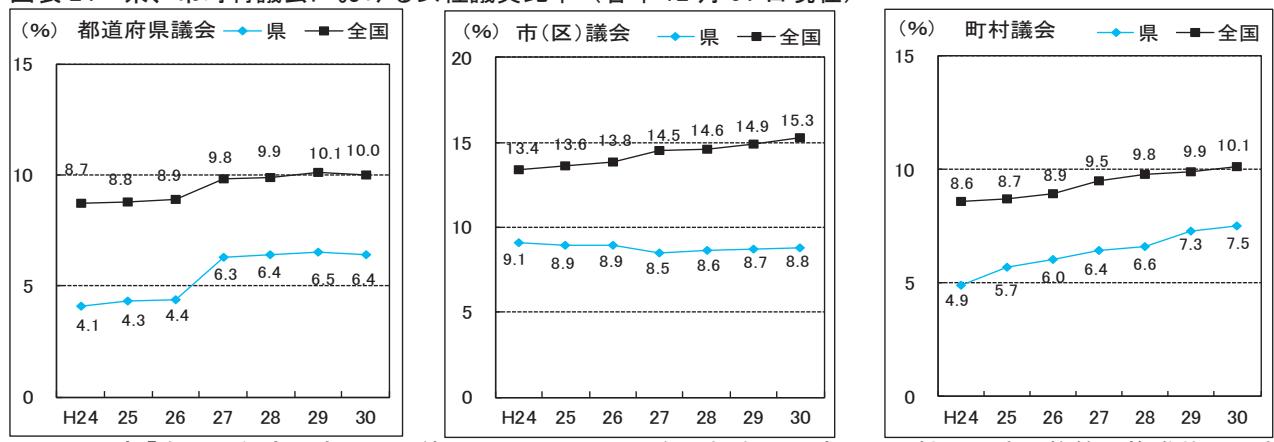
男女参画・協働推進課調べ

(6) 政治における女性の参画状況

●女性議員の割合は、県、市、町村いずれも全国平均を下回っている

県、市、町村議会における女性議員数は前年からほぼ横ばいで割合は10%未満であり、いずれも全国平均を下回っている（図表24）。

図表24 県、市町村議会における女性議員比率（各年12月31日現在）



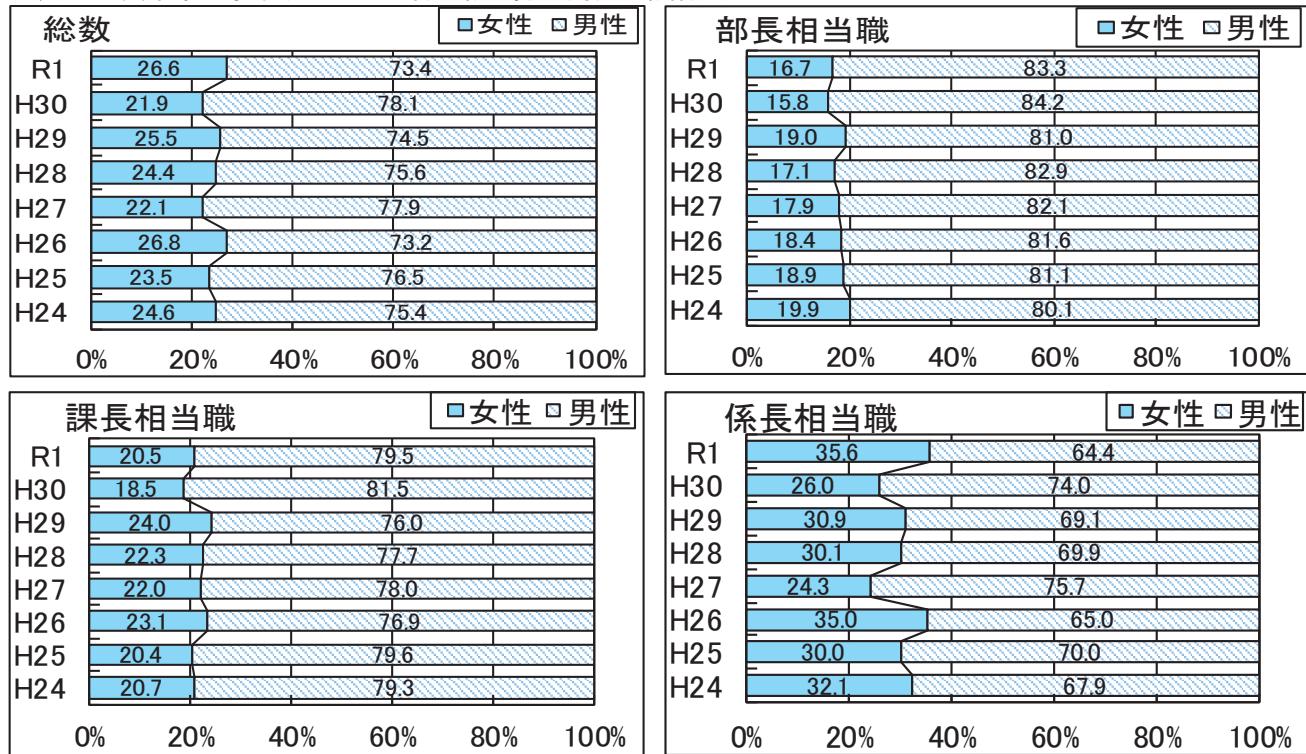
内閣府「令和元年度地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」

(7) 県内事業所における管理職に占める女性の割合

●管理職に占める女性の割合は26.6%で、前年比4.7ポイント増加

県内事業所における管理職に占める女性の割合は、全体で26.6%となり前年より4.7ポイント増加した。全ての職階で女性の割合が増加した（図表25）。

図表25 熊本県内事業所における管理職の男女割合（職階別）



熊本県労働雇用創生課「令和元年熊本県労働条件等実態調査」

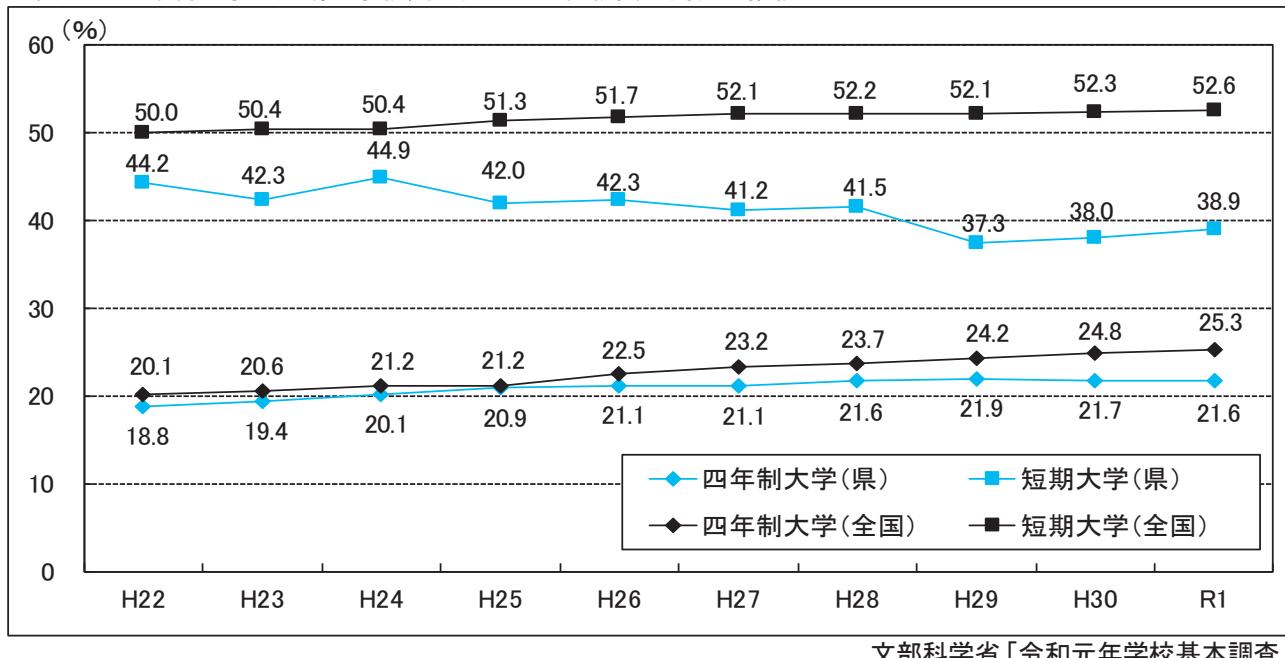
(8) 大学・短期大学等の教員における女性の参画状況

●四年制大学教員に占める女性の割合は、全国平均をやや下回る

本県の四年制大学における女性教員の割合は、21.6%と前年度より0.1ポイント減少、依然として全国平均をやや下回っている。

また、短期大学においては、38.9%と前年度よりも0.9ポイント増加したものの、依然として全国とは差がみられる（図表26）。

図表26 四年制大学・短期大学教員に占める女性教員の割合の推移



文部科学省「令和元年学校基本調査」

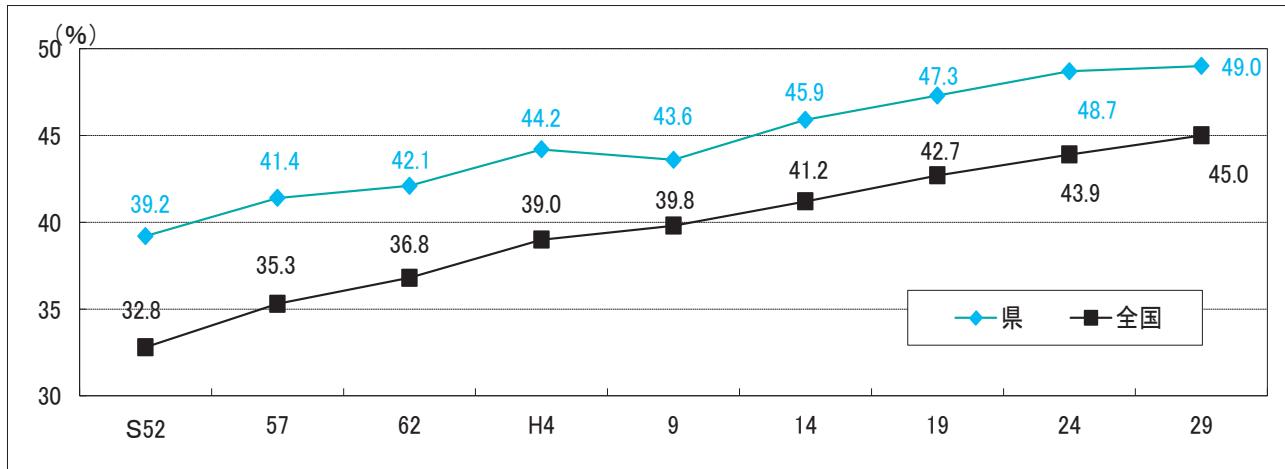
3 就業・雇用分野における状況

（1）雇用者に占める女性の割合

●雇用者に占める女性の割合は、全国平均を上回り、増加傾向

本県の雇用者に占める女性の割合は増加傾向にあり、平成29年には49.0%と、雇用者の半数近くが女性となった（図表27）。

図表27 雇用者に占める女性の割合の推移



総務省「平成29年就業構造基本調査」

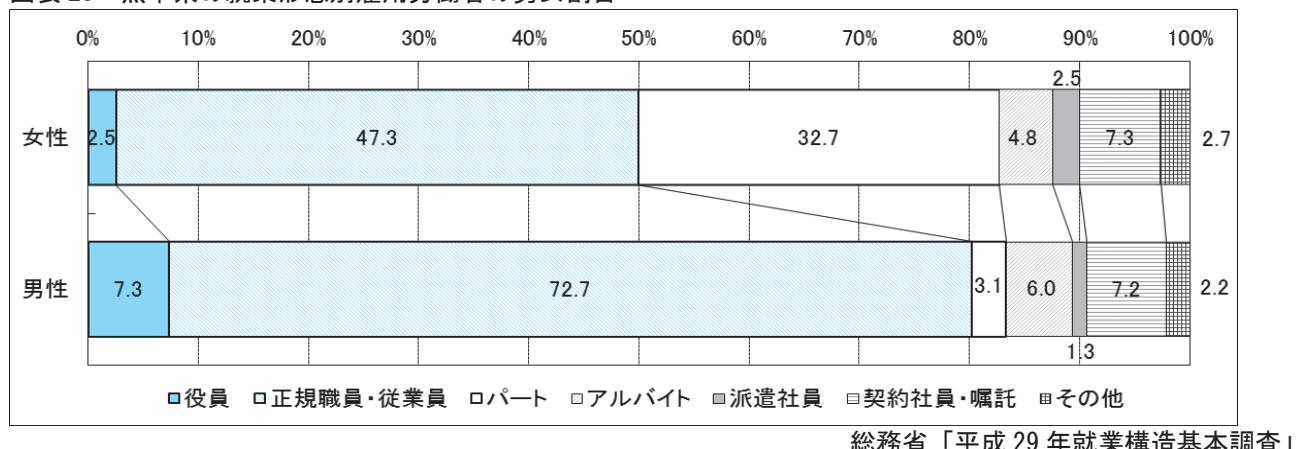
(2) 労働者の雇用形態

●女性労働者のうち、非正規職員の割合は約半分

本県の労働者の雇用形態を男女別にみると、正規職員・従業員である割合は、男性 72.7% に対し女性 47.3% となっている。

また、女性労働者のうちパート等非正規職員の割合は約半分を占めている（図表 28）。これは、女性が出産や育児のために一度退職し、再就職する際には、パートタイム等の労働者となる傾向にあることが一因と考えられる。

図表 28 熊本県の就業形態別雇用労働者の男女割合

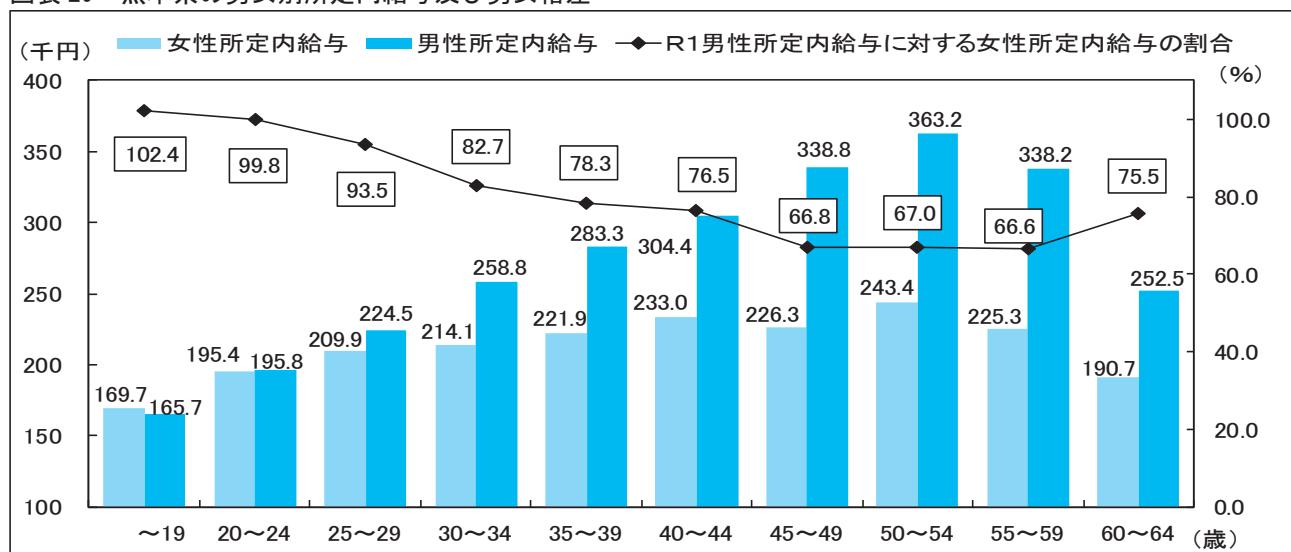


(3) 男女別所定内給与

●男性と女性の給与の割合は 20 歳代後半から差が開きはじめる

10 歳代、20 歳代前半では、女性の所定内給与と男性の所定内給与とでは大差はないが、20 歳代後半から差が開きはじめる。また、男性の所定内給与は 50~54 歳まで一貫して増加しているが、女性の所定内給与は 20~59 歳までほぼ横ばい状態である。そのうち男性がピークを迎える 50~54 歳の所定内給与では、男性 363.2 千円に対し女性 243.4 千円と 119.8 千円の差が生じている。この状況の背景としては、正規雇用者の男女間での賃金格差があることに加え、賃金水準の低いパートタイム労働等に女性が多いことが一因と考えられる（図表 29）。

図表 29 熊本県の男女別所定内給与及び男女格差



※所定内給与：定額給与（月間決まって支給する現金給与額）から超過労働給与額（時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等）を除いたもの

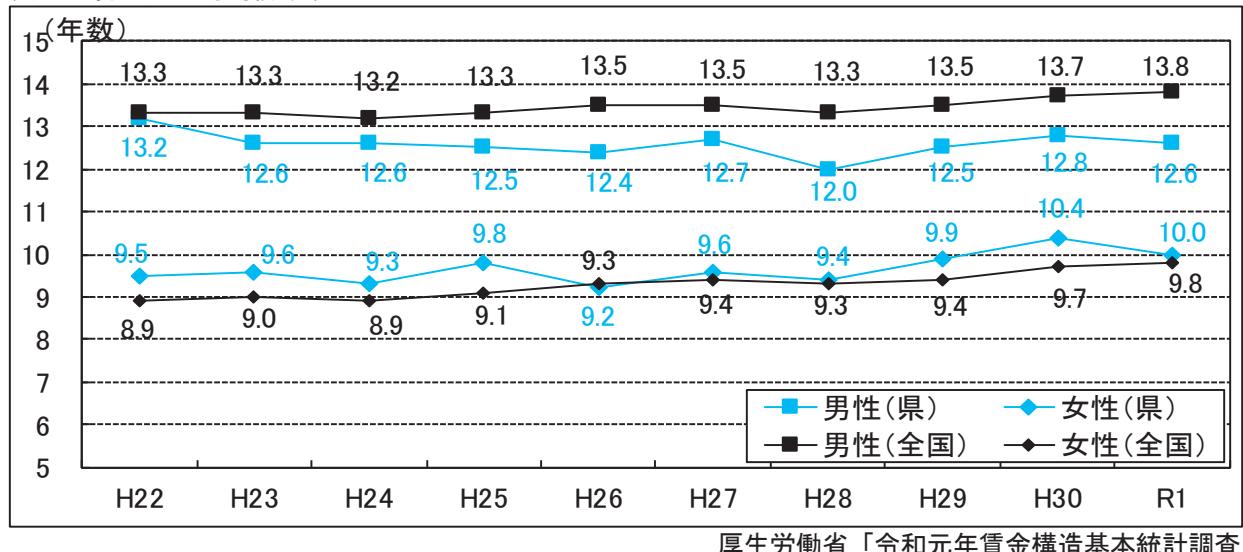
厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」

(4) 男女別勤続年数

●本県の平均勤続年数は男女ともに減少

男女の平均勤続年数を比較すると、本県における女性の平均勤続年数は前年より0.4年減の10.0年、男性は0.2年減の12.6年となり、その差は2.6年となっている。女性が結婚・出産・育児を経ても働き続けることができるよう、男女がともに仕事と家庭の両立ができる働きやすい環境を整備することが必要である（図表30）。

図表30 男女別平均勤続年数



厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」

トピック①

企業のハラスメント防止対策が義務化・強化されました！

令和2年6月1日に女性活躍・ハラスメント規制法として労働施策総合推進法や男女雇用機会均等法などの複数の改正法が施行されました。このことにより、大企業における職場のパワーハラスメント対策が義務づけられ、セクシャルハラスメント等の防止対策の強化とともに相談体制の整備等の雇用管理上の対応も必要となりました。（中小企業は令和4年4月から）

職場におけるパワーハラスメントとは

優位的な関係を背景とした言動	・当該事業者の業務を遂行するに当たって、当該言動を受ける労働者が行為者に対して抵抗又は拒絶することができない蓋然性が高い関係を背景として行われるもの。
業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動	・社会の通念に照らし、当該助言が明らかに当該事業主の業務上必要性がない、又はその態様が相当でないもの
労働者の就業環境が害される	・当該言動により労働者が身体的又は精神的に苦痛を与えられ、労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該労働者が就業するうえで看過できない程度の支障が生じること ・この判断に当たっては、「平均的な労働者の感じ方」、すなわち、同様の状況で当該言動を受けた場合に、社会一般の労働者が、就業する上で看過できない程度の支障が生じたと感じるような言動であるかどうかを基準とすることが適当

また、企業が雇用管理上講じるべき措置は以下のとおりです。

- ・ハラスメント対策に関する方針の明確化と労働者への周知・啓発
- ・労働者からの相談及び適切な対策を講じるために必要な体制の整備
- ・ハラスメントの相談を受けた場合の迅速かつ適切な対応
- ・相談者・行為者のプライバシー保護のために必要な措置
- ・相談や事実確認に協力した労働者に対する解雇等の不利益取り扱いの禁止等

4 農林水産業における状況

(1) 農林水産業における女性の参画状況

●農協役員は横ばい、農業委員の割合は年々増加傾向にあるものの依然として低い

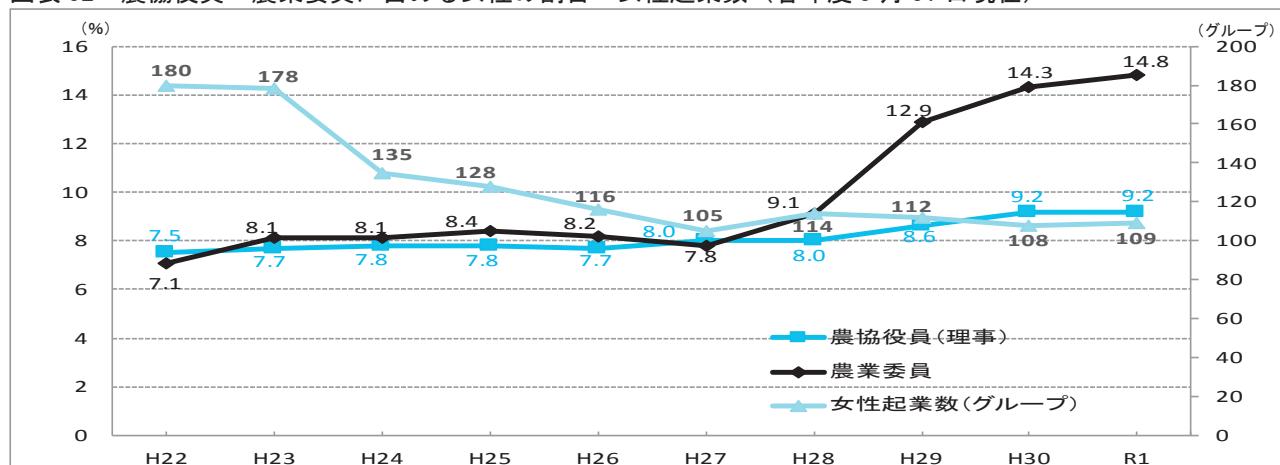
農業就業人口に占める女性の割合は46.0%とほぼ半数に達しており、重要な担い手となっている。また、家族経営協定農家数は過去最高の数値となり、女性が経営に参画できる環境が少しづつ整えられている。

一方で、農協役員に占める女性の割合は9.2%で、就業比率からすると依然として低い（図表31～33）。本県の農業においては女性が重要な担い手であることから、政策・方針決定過程への女性の参画を加速化していく必要がある。

図表31 農林水産業の女性従業者

	調査時点	女性の割合	出 典
農業就業人口	H27.2.1	46.0%	H27農林業センサス
林業就業者	H27.10.1	14.3%	H27年度国勢調査
漁業就業者	H30.11.1	22.2%	H30漁業センサス

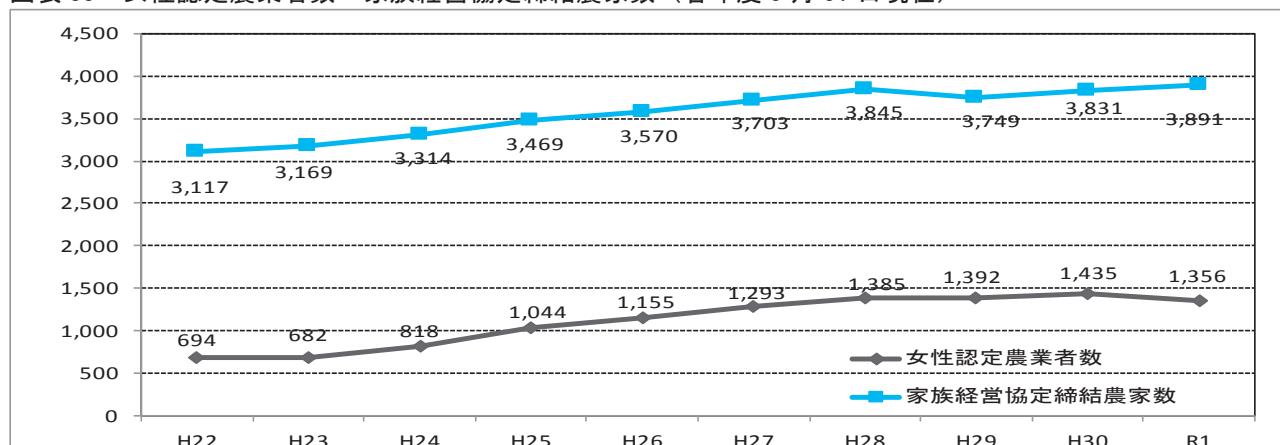
図表32 農協役員・農業委員に占める女性の割合・女性起業数（各年度3月31日現在）



※農業委員において平成27年度以前は9月1日現在

熊本県団体支援課、農地・担い手支援課調べ

図表33 女性認定農業者数・家族経営協定締結農家数（各年度3月31日現在）



※R1の女性認定農業者数、家族経営協定締結農家数は暫定値

熊本県農地・担い手支援課調べ

5 地域における状況

(1) 地域活動における女性の参画状況

●自治会長、PTA会長に占める女性の割合は依然として低い

民生委員・児童委員に占める女性の割合は6割を超えて増え続けており、多くの女性が地域活動に携わっている。しかし、自治会長に占める女性の割合は、依然として低い状況のまま横ばいで推移しており、また、PTA会長に占める女性の割合は、特別支援学校を含め11.6%であるが、方針決定過程への女性の参画は十分ではない（図表34）。

地域活動を担う人材として女性は貴重な存在であることを全ての人が認識し、まちづくりなど各分野で女性が活躍できる環境づくりが必要である。

図表34 熊本県の地域活動における女性割合

	調査時点	全体(人)	うち女性(人)	女性の割合	備考
自治会長	H23.4現在	4,540	107	2.4%	熊本県男女参画・協働推進課調べ
	H24.4現在	4,544	100	2.2%	
	H25.4現在	4,647	120	2.6%	
	H26.4現在	4,558	121	2.7%	
	H27.4現在	4,461	115	2.6%	
	H28.4現在	4,606	111	2.4%	
	H29.4現在	4,616	129	2.8%	
	H30.4現在	4,572	129	2.8%	
	H31.4現在	4,575	136	3.0%	
	R2.4現在	4,558	151	3.3%	
PTA会長	H23.6現在	649	47	7.2%	熊本県社会教育課調べ ※公立の小学校・中学校・高校 ※H31.4より特別支援学校含む
	H24.6現在	624	33	5.3%	
	H25.6現在	606	36	5.9%	
	H26.6現在	632	44	7.0%	
	H27.6現在	589	43	7.3%	
	H28.6現在	596	39	6.5%	
	H29.4現在	596	39	6.5%	
	H30.4現在	566	48	8.5%	
	H31.4現在	567	70	12.3%	
	R2.6現在	561	65	11.6%	
民生委員・児童委員	H23.4現在	4,054	2,426	59.8%	熊本県健康福祉政策課調べ(H21~H28) 熊本県社会福祉課調べ(H29~)
	H24.4現在	4,092	2,465	60.2%	
	H25.4現在	4,072	2,462	60.5%	
	H26.4現在	4,080	2,485	60.9%	
	H27.4現在	4,100	2,509	61.2%	
	H28.4現在	4,095	2,524	61.6%	
	H29.4現在	4,097	2,578	62.9%	
	H30.4現在	4,106	2,588	63.0%	
	H31.4現在	4,107	2,601	63.3%	
	R2.4現在	4,070	2,651	65.1%	

II 男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革

「男は仕事、女は家庭」などと性別によって役割を決める考え方（固定的性別役割分担意識）については遅延しているが依然として残っている。男性も女性も性別にかかわりなく個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、効果的な啓発活動を行う必要がある。

また、少子高齢化、雇用情勢の変化、人々の価値観の多様化などが進む中、男女共同参画社会の実現のためにも、長時間労働等を前提とした従来の働き方を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図っていくことが大切である。ワーク・ライフ・バランスにより、男女ともに育児、介護、地域活動、自己啓発のための時間を確保することが可能になる。このため、企業と労働者、国、地方公共団体等が連携して、環境を整備していく必要がある。

ここでは、男女共同参画の意識面、ワーク・ライフ・バランスの状況についてみていく。

ポイント

- 1 県民の6割近くが「男性が優遇されている」社会と感じている。
- 2 固定的性別役割分担意識に「同感しない」又は「どちらかといえば同感しない」人は、過去最高の78.0%となった。
- 3 妻の就業の有無にかかわらず夫の家事・育児・介護時間は短い。
- 4 「ワーク・ライフ・バランス」の認知状況は、「言葉も内容も知っている」が56.8%と前年より2.4ポイント増加した。
- 5 育児休業取得率は、女性は前年より1.0ポイント減の95.9%となった。男性は0.8ポイント減の4.9%であり、依然として低い状態となっている。

1 県民の男女共同参画に対する意識

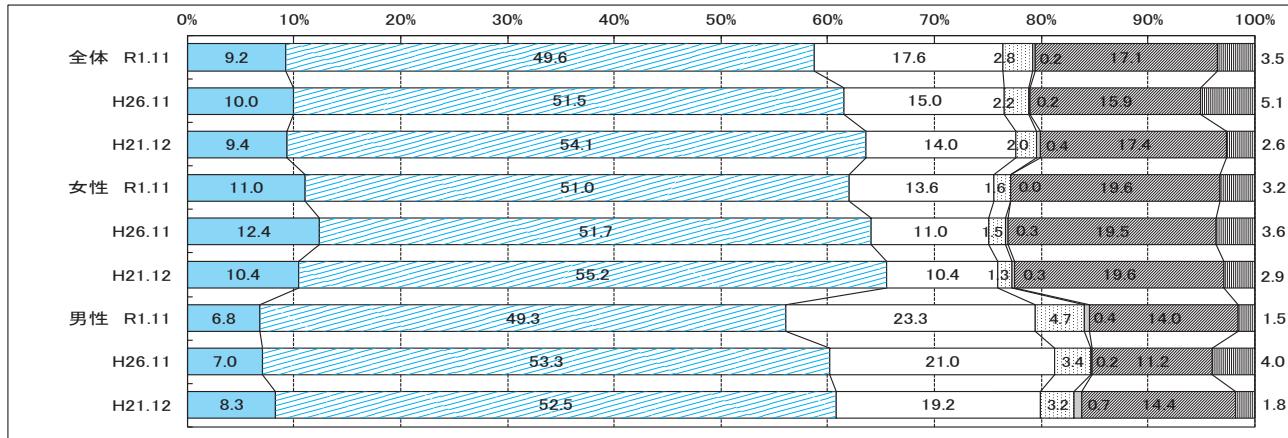
（1）男女の地位の平等感

●『男性優遇』の割合は減少傾向にあるが、依然として58.8%を占める

男女の地位の平等感について、「男性が非常に優遇されている」又は「どちらかといえば男性が優遇されている」と感じている人が58.8%。前回調査（H26.11実施）より2.7ポイント減少、「平等」と考えている人の割合も2.6ポイント増加しているものの、依然として男女ともに未だ6割近くの人が男性優遇の社会であると考えている（図表35）。

分野別にみると「社会通念」、「政治の場」では7割以上、「職場」、「家庭生活」においても4割を超える人が男性優遇と感じており、特に「社会通念」では県民の72.0%が男性の方が優遇されていると感じている。また、「学校教育の場」では43.5%が平等を感じている一方で、男性優遇と感じる人は前回調査より3.0ポイント多い19.5%となっている（図表36）。

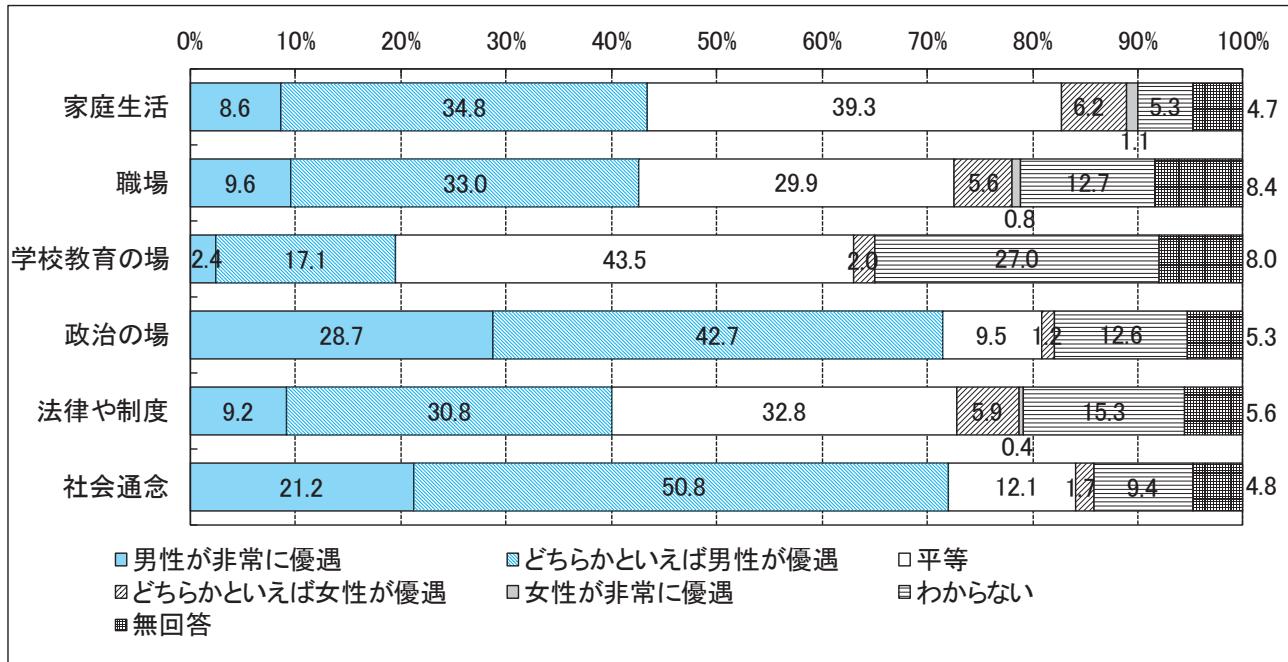
図表35 熊本県における男女の地位の平等感



□男性が非常に優遇 □どちらかといえば男性が優遇 □平等 □どちらかといえば女性が優遇 □女性が非常に優遇 □わからない □無回答

熊本県男女参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（R1.11実施）」

図表 36 熊本県における男女の地位の平等感（分野別）



熊本県男女参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（R1.11実施）」

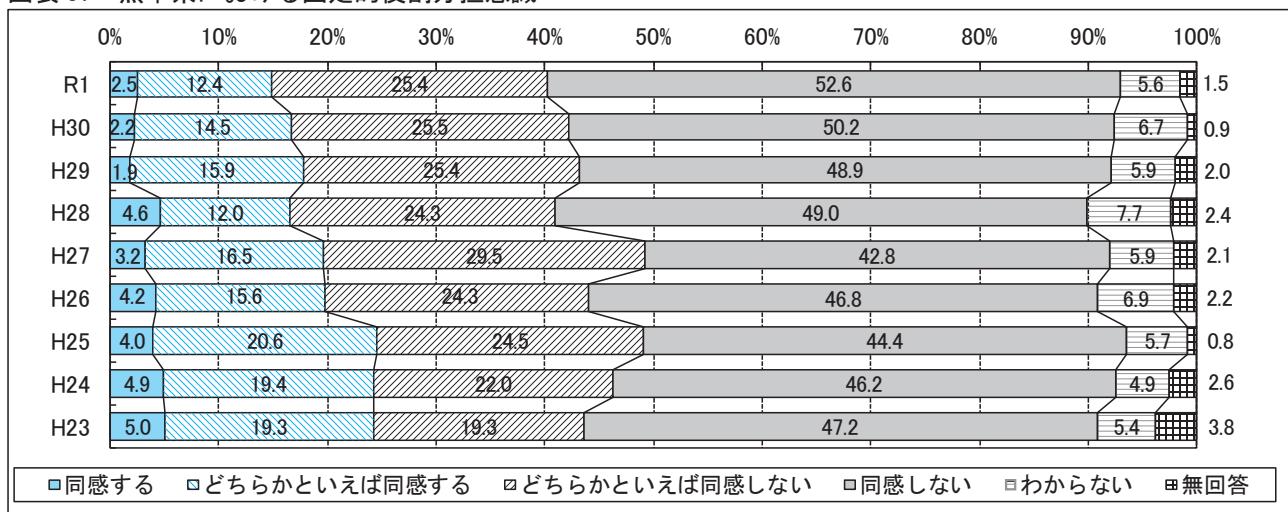
（2）固定的性別役割分担意識

● 「男は仕事、女は家庭」などと性別によって役割を決める考え方（固定的性別役割分担意識）に同感しない人は78.0%

2019年県民アンケート調査によると、固定的性別役割分担意識に「同感しない」又は「どちらかといえば同感しない」と答えた人が前年調査より2.3ポイント増加し、過去最高の78.0%となった（図表37）。

また、「同感する」「どちらかといえば同感する」と答えた人の割合は14.9%で、前年調査より1.8ポイント減少した。「同感する」や「どちらかといえば同感する」と回答した人が、固定的役割分担意識は男女共同参画社会の実現を妨げる一因となることを理解し、「同感しない」人の割合がさらに継続的に増えていくよう、今後も男女共同参画の意識啓発を行う必要がある。

図表 37 熊本県における固定的役割分担意識

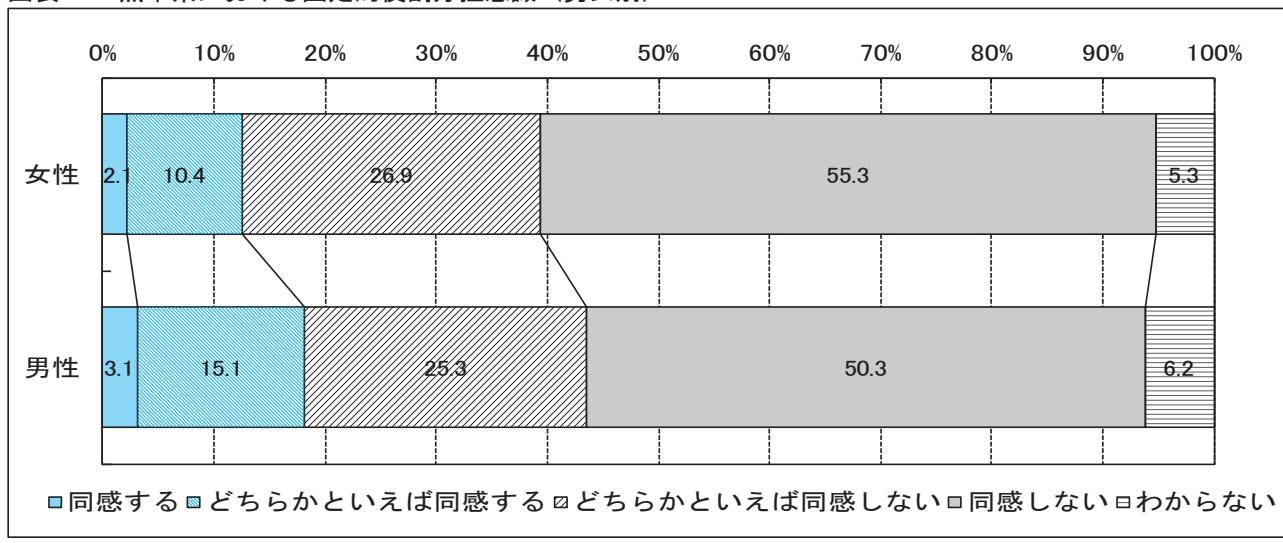


熊本県企画課「2019年 県民アンケート調査」

●固定的性別役割分担意識に同感する割合は、女性より男性が高い

男女別にみると、固定的性別役割分担意識に「同感する」又は「どちらかといえば同感する」と答えた人は女性 12.5%、男性 18.2%となり、男性のほうが固定的性別役割分担意識に同感する傾向があるものの前年より 1.4%減少した。男女共同参画社会の形成は、男性にとっても意義があることを今後も啓発していく必要がある(図表 38)。

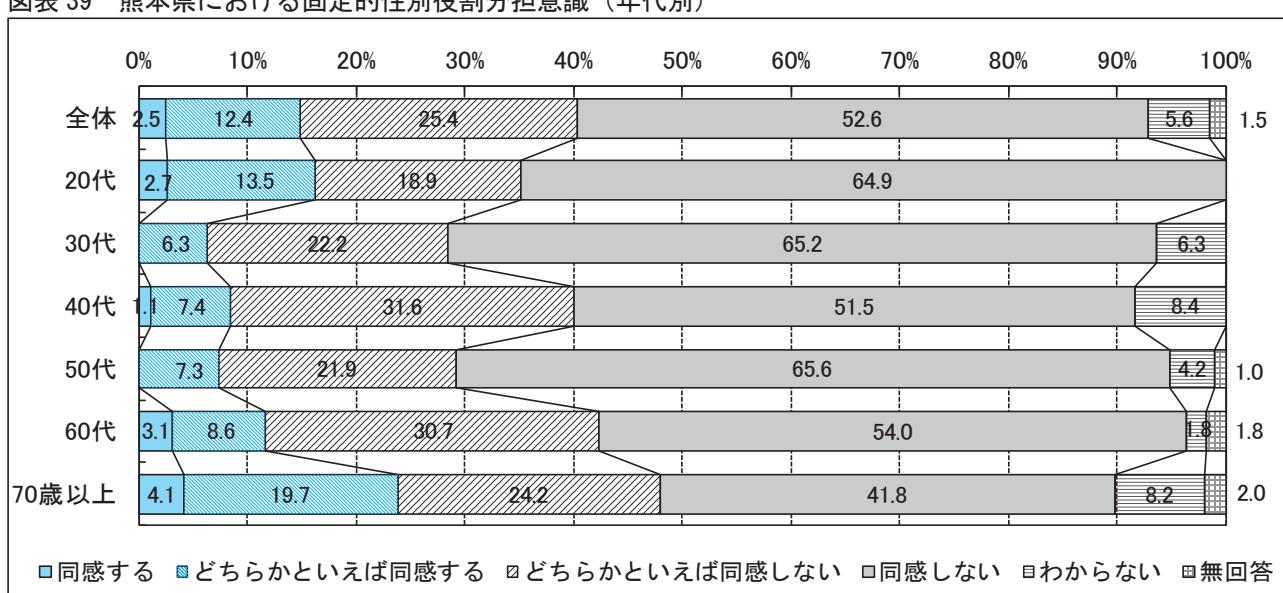
図表 38 熊本県における固定的役割分担意識（男女別）



●固定的性別役割分担に「同感する」又は「どちらかといえば同感する」と答えた人の割合は、70歳以上が最も高く 23.8%

「同感する」又は「どちらかといえば同感する」と答えた人の割合は、70歳以上が最も高く、2割を超えており。20代～50代に関しては回答数が少なく慎重に分析する必要があるものの、30代～70歳以上で「同感する」又は「どちらかといえば同感する」と答えた人の割合が前年に比べ減ったが20代では増加しており、若年層でも肯定意識がある(図表 39)。

図表 39 熊本県における固定的性別役割分担意識（年代別）



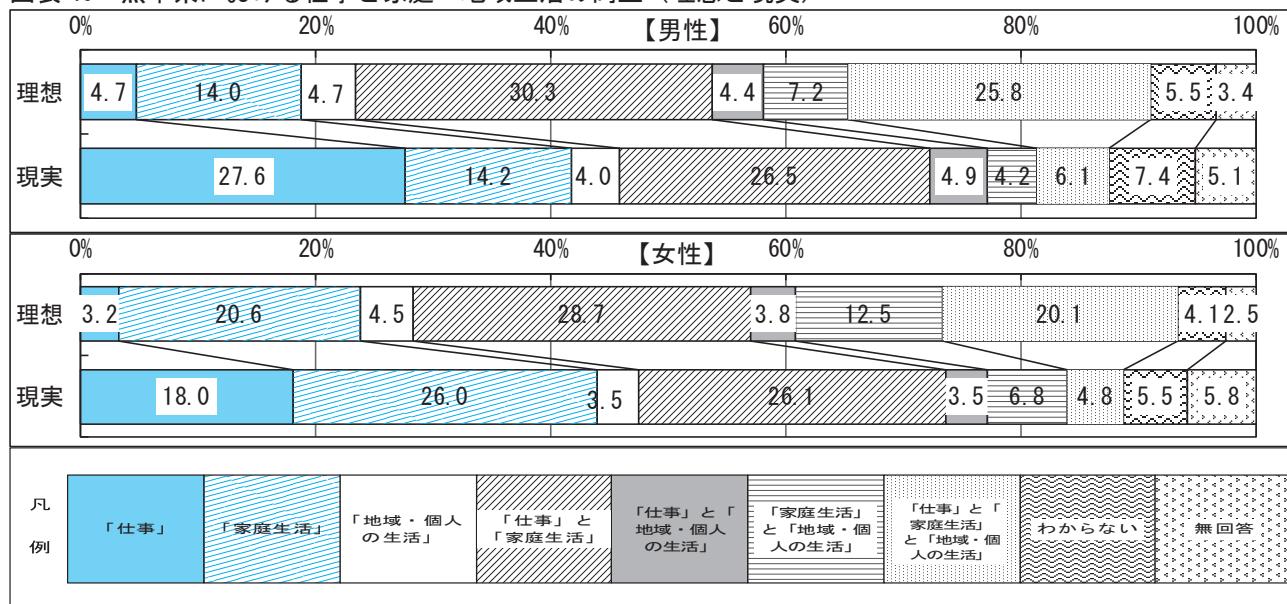
*20代～50代に関しては分析にあたり必要な回答数を割り込んでおり、統計上の誤差が生じることが考えられるため、参考数値として掲載している。

(3) 仕事と家庭・地域生活の両立（理想と現実）

● 仕事・家庭生活・地域生活を両立させた生活を理想としているが、現実は仕事又は家庭生活中心の生活を送っている

理想としては、仕事と家庭生活をともに優先する「複数の活動を両立させた生活」を送りたい人の割合が高いが、現実は、仕事又は家庭生活を優先しているなどの「単一の活動を優先した生活」を送っている人の割合が高い（図表 40）。

図表 40 熊本県における仕事と家庭・地域生活の両立（理想と現実）



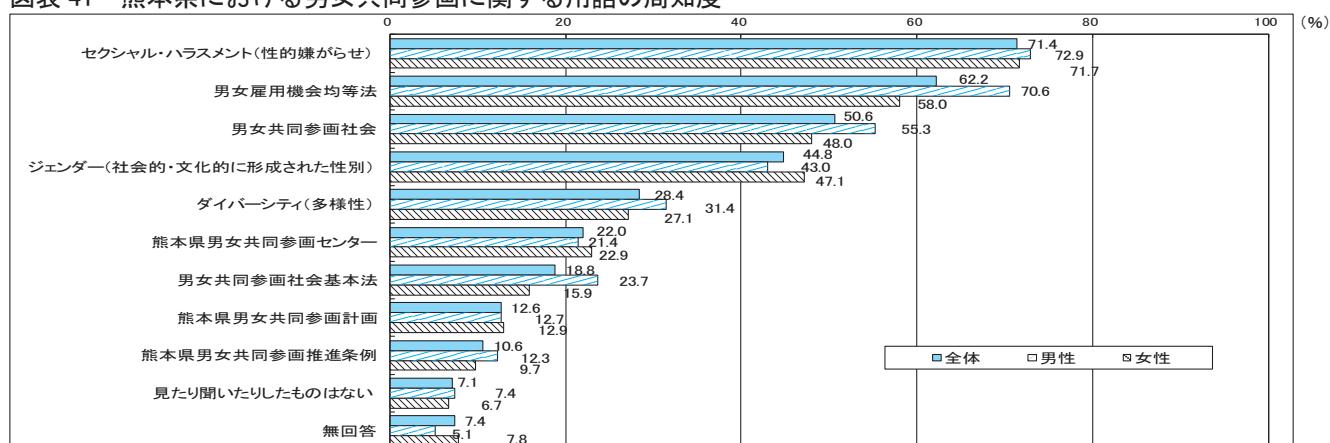
熊本県男女参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（R1.11 実施）」

(4) 「男女共同参画社会」に関する用語の周知度

● 「男女共同参画社会」という用語を半数が知らず、条例、計画の周知も低い

本県における男女共同参画に関する用語の周知度は、「セクシャル・ハラスメント（性的嫌がらせ）」が 71.4%と最も高くなっています。前回調査時（H26.11 実施）と比べ、「ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）」が 44.8%と 24.4 ポイント増加、「ダイバーシティ（多様性）」が 28.4%と 19.2 ポイント増加しました。条例や計画の周知度は 10%程度であり、「見たり聞いたりしたものはない」と回答した人の割合は、前回調査時の 8.9%から 7.1%とわずかに減少しました（図表 41）。

図表 41 熊本県における男女共同参画に関する用語の周知度



熊本県男女参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（R1.11 実施）」

2 教育における状況

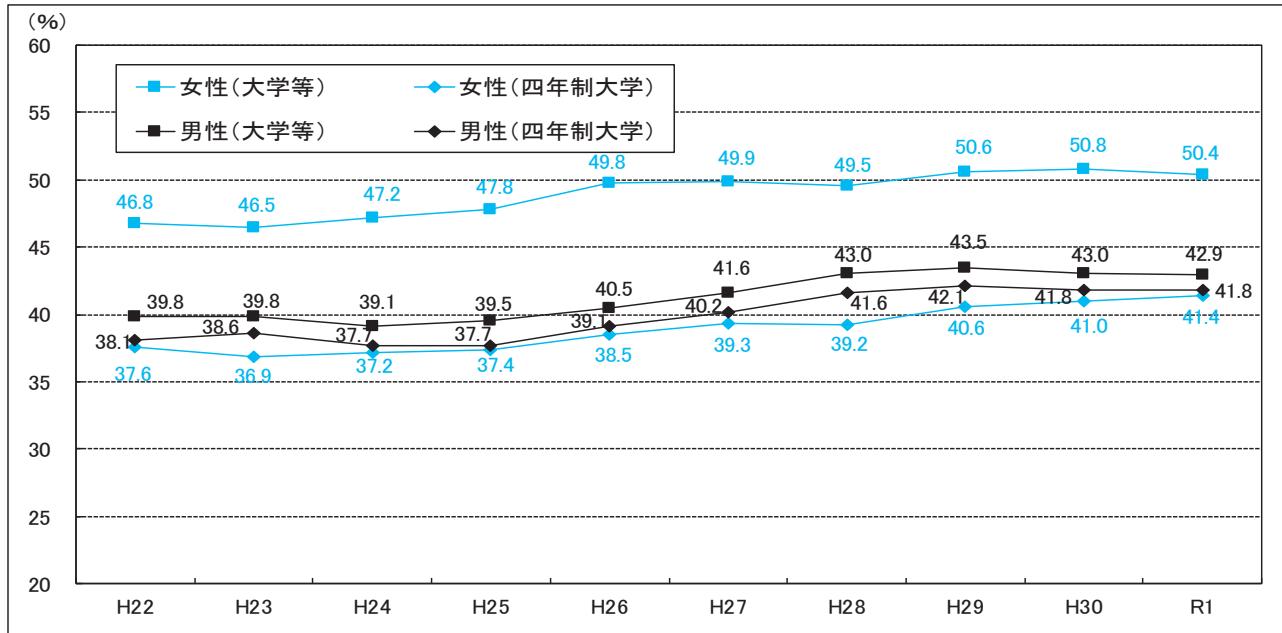
(1) 大学等進学率(※)

●大学等の進学率は、男性より女性が高い

本県の大学等への進学率は、女性が前年より0.4ポイント減の50.4%、男性は0.1ポイント減の42.9%であった。

また、四年制大学への進学率は、女性が前年より0.4ポイント増の41.4%、男性は前年同値の41.8%となっている(図表42)。

図表42 熊本県における大学等進学率(各年3月現在)



※大学等進学率=大学学部、短期大学本科、大学・短期大学の通信教育部、大学・短期大学の別科、高等学校専攻科、特別支援学校高等部専攻科への進学率(中等教育学校(後期課程)卒業者は含まず)

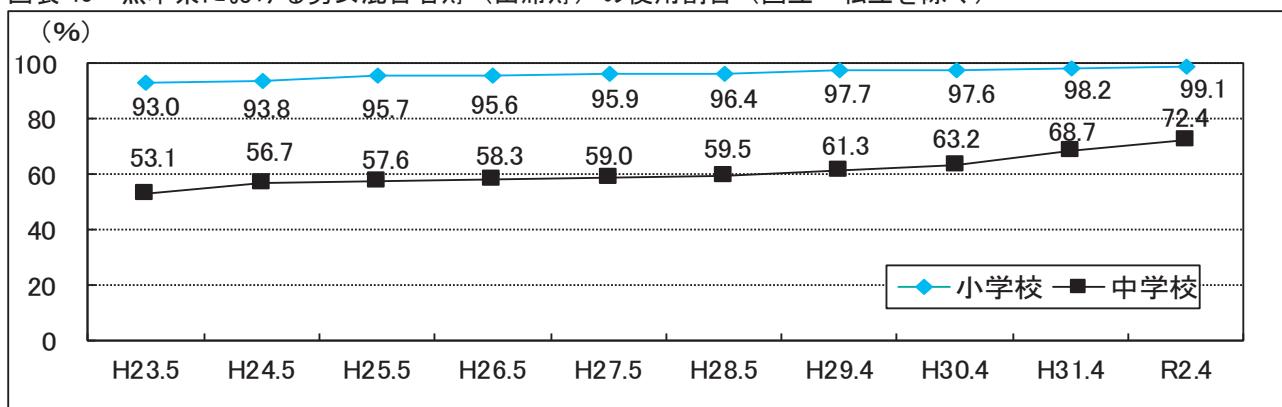
文部科学省「令和元年度学校基本調査」

(2) 男女混合名簿(出席簿)の使用状況

●小学校のほぼ全校、中学校の7割以上で使用している

男女混合名簿の使用割合は、令和2年4月現在、小学校で99.1%、中学校で72.4%となっており、中学校においては年々増加している(図表43)。

図表43 熊本県における男女混合名簿(出席簿)の使用割合(国立・私立を除く)



※義務教育学校は中学校に含む

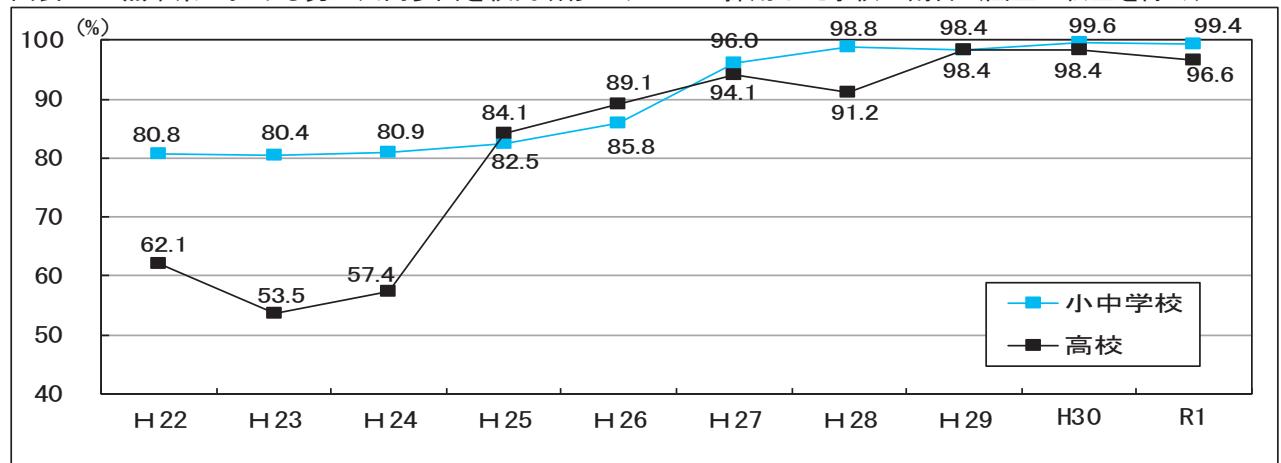
熊本県男女参画・協働推進課、教育庁義務教育課調べ

(3) 男女共同参画を校内研修（教員向け）のテーマに採用した学校数

●小・中・高等学校ともにほぼ全ての学校で実施

本県における男女共同参画を校内研修のテーマに採用した学校の割合は、小・中学校で99.4%、高校で96.6%であり、ほぼ全ての学校で実施している（図表44）。

図表44 熊本県における男女共同参画を校内研修のテーマに採用した学校の割合（国立・私立を除く）



熊本県男女参画・協働推進課、教育庁義務教育課、高校教育課調べ

3 仕事と生活の両立の状況

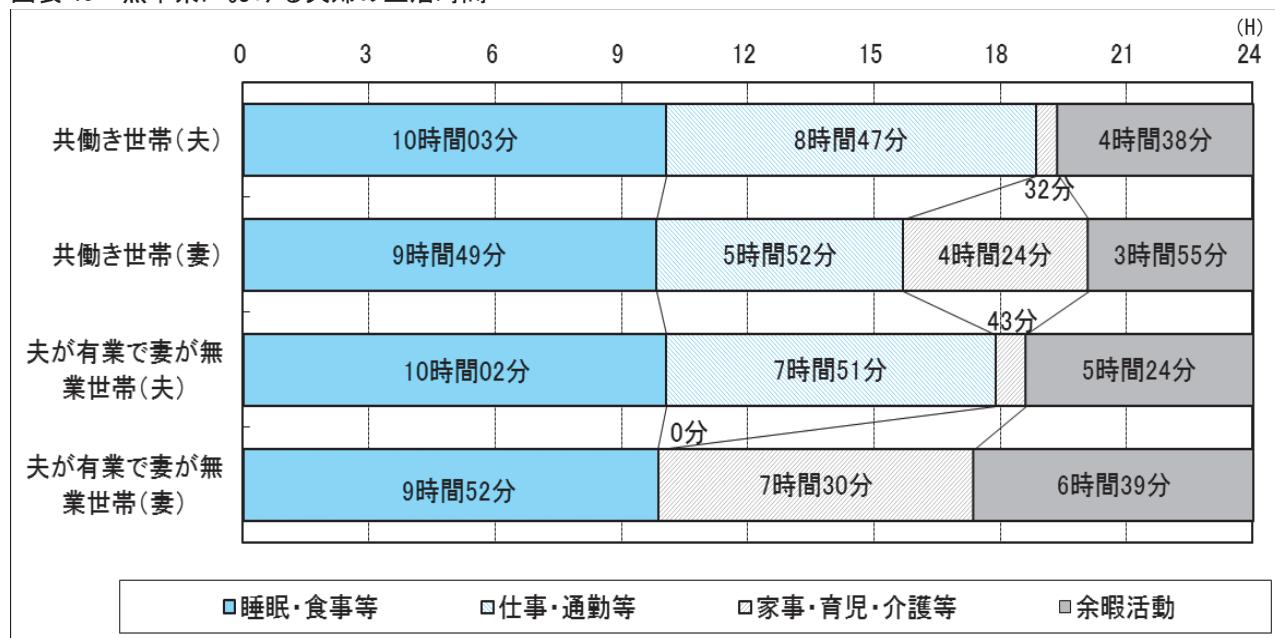
(1) 夫婦の生活時間

●家事・育児・介護は、就業の有無にかかわらず妻に偏る

家事・育児・介護等に従事する時間は、夫が有業で妻が無業の世帯においては、夫が43分、妻が7時間30分である。また、共働き世帯であっても、夫が32分であるのに対し、妻は4時間24分と大きな差がある。これは妻の就業の有無にかかわらず、夫が家事や育児、介護などにかける時間が妻と比べて著しく短いことを示している（図表45）。

男性の家事・育児など家庭生活への参画を進め、男女がより良いバランスで負担を分担し合うことは重要である。

図表45 熊本県における夫婦の生活時間



総務省「平成28年度社会生活基本調査」

(2) 県内事業所の状況

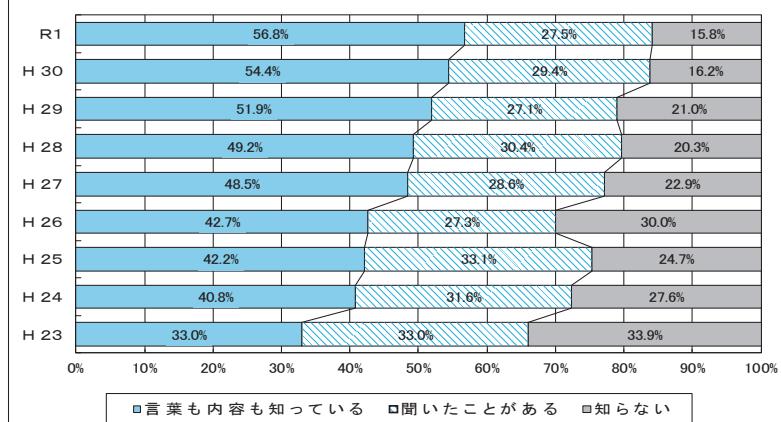
●ワーク・ライフ・バランスの認知状況は 56.8%

令和元年のワーク・ライフ・バランスの認知状況は、「言葉も内容も知っている」は前年度に比べ 2.4 ポイント増加し 56.8% と過去最高となり、「知らない」は 0.4 ポイント減少し 15.8% となっている(図表 46)。

※ワーク・ライフ・バランスとは・・・

「老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域社会、個人の自己啓発など、様々な活動を自ら希望するバランスで展開できる状態」を言います。ワーク・ライフ・バランスが実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。

図表 46 ワーク・ライフ・バランスの認知状況(総数)



熊本県労働雇用創生課「令和元年度熊本県労働条件等実態調査」

●次世代育成支援対策推進法で義務付けられている一般事業主行動計画策定率は、ほぼ 100%

令和元年末時点における従業員 101 人以上の事業所では策定率 99.0% となっている。

一方で、策定が努力義務である従業員 100 人以下の事業所からの策定届提出数は、603 事業所となっている(図表 47)。

図表 47 一般事業主行動計画策定状況(事業所)

従業員数	H22	従業員数	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
301人以上	策定率	95.3	101人以上	99.1	99.5	99.8	99.3	99.8	99.8	99.6	99.6
	届出数	(121/127)		(565/570)	(559/562)	(562/563)	(561/565)	(544/545)	(547/548)	(551/553)	(564/566)
300人以下	届出数	374	100人以下	308	303	264	234	204	296	393	492
											603

※平成 23 年 4 月 1 日から、一般事業主行動計画策定・届出の義務づけ範囲が、従業員 301 人以上の事業所から従業員 101 人以上の事業所に拡充された。

厚生労働省「次世代育成支援対策取組状況(令和元年 12 月)」

【参考】次世代育成支援対策推進法

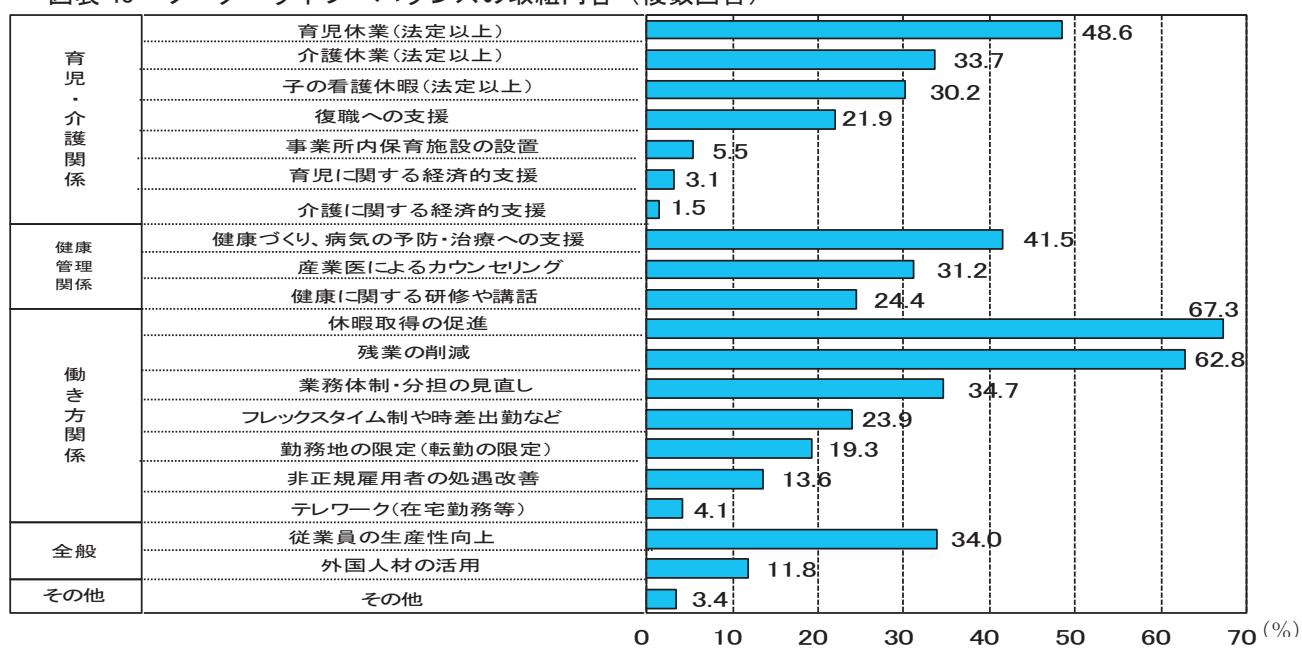
従業員	行動計画の公表及び従業員への周知の義務化(H21.4.1施行)			行動計画の届出義務企業の拡大(H23.4.1施行)	
	H21.4.1前	H21.4.1以降	H23.4.1以降	H23.4.1前	H23.4.1以降
301人以上	規定なし	義務	義務	義務	義務
101人から300人		義務	義務	努力義務	義務
100人以下		努力義務	努力義務		努力義務

※平成 17 年 4 月～平成 27 年 3 月までの 10 年間の時限立法であったが、令和 7 年 3 月 31 日まで 10 年間延長された。

●休暇取得の促進は67.3%の事業所で取り組まれている

県内事業所におけるワーク・ライフ・バランスの取組内容については、「休暇取得の促進」が前年より21.3ポイント増の67.3%と最も高く、次いで「残業の削減」が前年より8.1ポイント増の62.8%であり、「働き方改革」の効果と推測される。一方、「育児休業（法定以上）」が前年より1.8ポイント減の48.6%となっている（図表48）。

図表48 ワーク・ライフ・バランスの取組内容（複数回答）

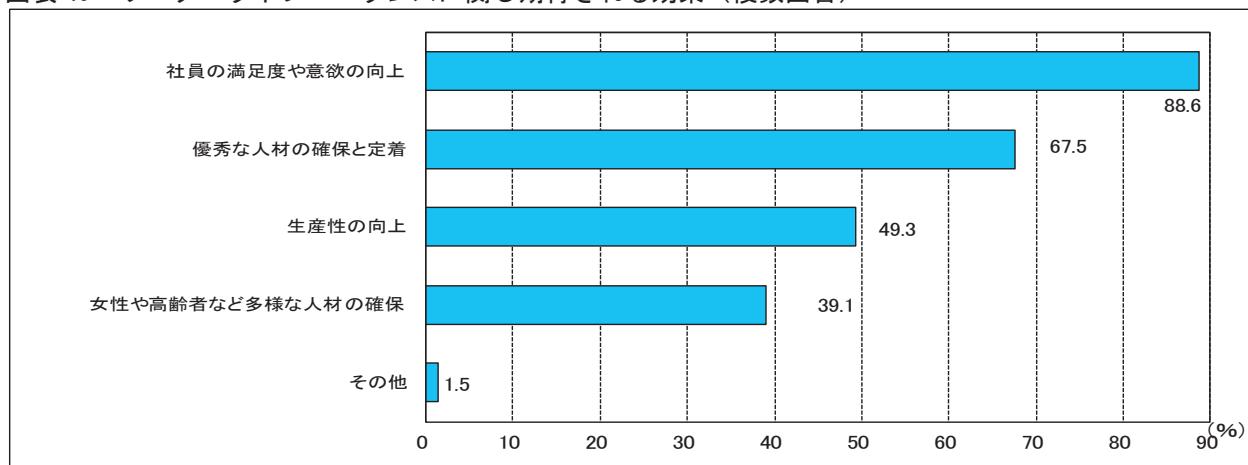


熊本県労働雇用創生課「令和元年度熊本県労働条件等実態調査」

●ワーク・ライフ・バランスの実施により、社員の意欲向上や人材の確保などの効果が期待されている

ワーク・ライフ・バランスの実施に関し期待される効果については、「社員の満足度や意欲の向上」が88.6%と最も高く、次いで「優秀な人材の確保と定着」が67.5%、「生産性の向上」が49.3%などとなっており、社員の意欲向上や人材確保などの効果が期待されている（図表49）。

図表49 ワーク・ライフ・バランスに関し期待される効果（複数回答）



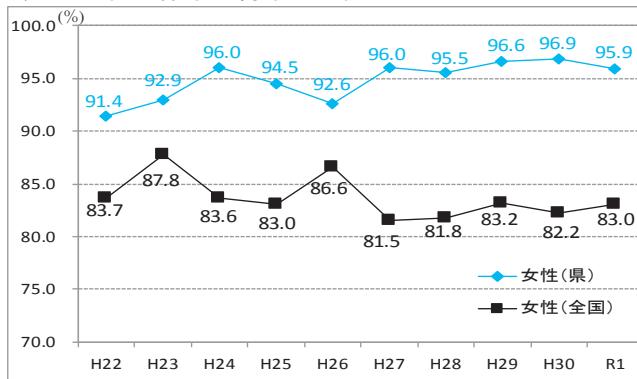
熊本県労働雇用創生課「令和元年度熊本県労働条件等実態調査」

(3) 育児休業

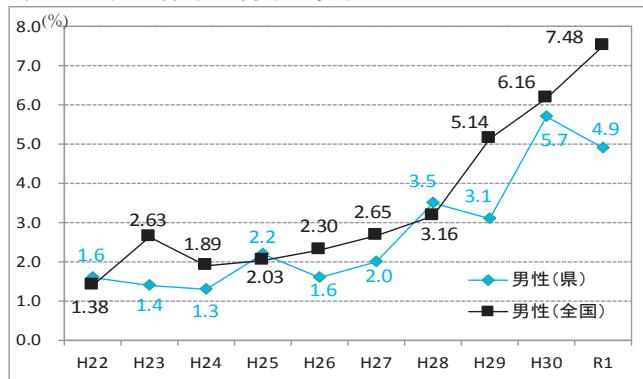
●育児休業取得率は女性95%超で定着、男性は5%以下で全国を下回る

令和元年の本県の育児休業取得率は、女性は前年より1.0ポイント減少したが、95%超で概ね定着している。男性は0.8ポイント減少し4.9%となり全国との差が拡大。極めて低い状態が依然として続いている（図表50・51）。

図表50 育児休業取得率（女性）



図表51 育児休業取得率（男性）



※全国：厚生労働省「令和元年度雇用均等基本調査」

熊本県：熊本県労働雇用創生課「令和元年度熊本県労働条件等実態調査」

(4) 子育て支援

●子育て支援に関するさらなる充実が必要である

通常保育定員数は年々増加しており、令和元年度の保育所入所待機児童数は70名と前年度より大幅に減少した。

また、男女がともに働き続けるために必要となる放課後児童クラブ実施箇所数は増加傾向にあり、今後も継続して子育て支援に関する様々なサービスの充実を図ることが重要である（図表52）。

図表52 子育て支援に関する主な指標（熊本市も含む）（各年3月31日現在）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
保育所入所待機児童数	141	194	396	582	678	659	233	275	182	70
通常保育定員数	45,125	45,920	46,649	47,494	48,189	57,230	61,524	62,184	63,767	64,750
延長保育事業実施箇所数	510	507	521	528	547	496	556	497	592	591
休日保育事業実施箇所数	23	22	25	23	36	—※	—※	—※	—※	—※
ファミリー・サポート・センター実施箇所数	24	25	26	27	27	27	29	29	29	29
病児・病後児保育事業実施箇所数	22	22	25	26	28	31	32	34	34	34
放課後児童クラブ実施箇所数	312	319	329	333	341	409	414	434	451	488

※平成27年度から子ども子育て支援新制度が施行され、休日保育事業実施箇所数に関しては、休日保育の事業としての実施はなくなり、施設型給付の中で費用の補助をすることとなったため、事業箇所数の把握不可。
熊本県子ども未来課調べ

トピック②

女性の視点での災害対応 ～令和2年7月豪雨における対応～

令和2年7月豪雨では県南を中心に大きな被害が発生しました。県では関係課、国及び市町村と連携し、災害初期段階より避難所における女性視点での災害対応の活動を行いました。

- 市町村にガイドライン（内閣府作成）の周知及び活用の依頼
 - ・県内全市町村への通知のほか、被災自治体へ手渡し、依頼
- ガイドライン及び避難所チェックシートの活用の促進
 - ・避難所等支援、仮設住宅等復旧・復興関係の部局にも個別に依頼
- 避難所応援にあたる県職員全員に、避難所チェックシートを配布
- 主な避難所を訪問し「避難所チェックシート」を用いた状況確認、聞き取り調査を実施

※内閣府作成ガイドライン（内閣府HP掲載）

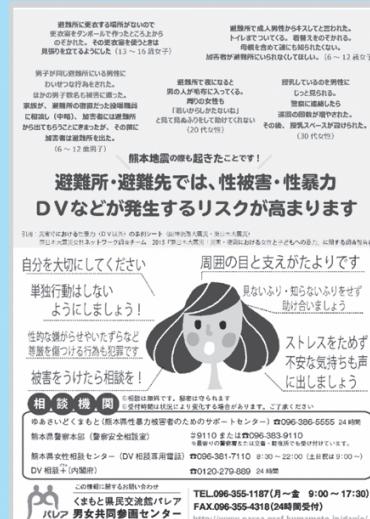
『災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～』
<http://www.gender.go.jp/policy/saigai/fukkou/guideline.html>

また、災害時に発生するリスクが高まる性被害・性暴力防止対策として、早急に注意喚起など防止強化を行いました。

◇性被害・性暴力防止ポスター、チラシを作成、男女共同参画相談室のカードを避難所等に配布
ポスター1000枚、チラシ7500部、カード1800枚
特にポスター、チラシは被災地のコンビニエンスストア（558店舗）へも配布し掲示を依頼

◇避難所の現状等を踏まえ、県地域振興局に対し、女性更衣室の設置について各避難所への指導や支援を依頼

◇県警察本部と連携し、避難所巡回時にチラシの配布を依頼



III 安全・安心な暮らしの実現

ドメスティック・バイオレンス（DV）などの女性に対する暴力、セクシュアル・ハラスメント等の行為が依然として後を絶たない。このため、意識啓発はもとより、被害者の救済及び自立支援策の充実が求められている。

DVについては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年1月3日施行）で、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象となった。

ここでは、熊本県における女性の人権をめぐる状況を中心にみていく。

ポイント

- 1 県内の主な相談窓口におけるDV相談件数は4,640件となり、昨年より815件増加した。
- 2 40歳以上の男性自殺者が自殺者全体の50%以上を占めている。
- 3 児童虐待相談件数は前年より大幅に増加し2,028件となった。

1 女性に対する暴力の状況

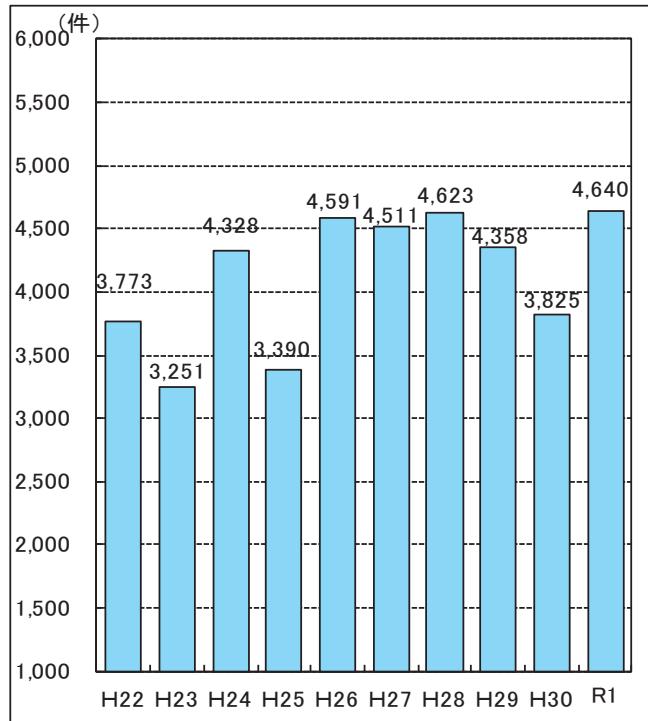
(1) DV（ドメスティック・バイオレンス）

● DV相談件数は増加

県内の主な相談窓口におけるDV相談延べ件数の合計は、前年から815件増加し、4,640件となった（図表53）。

相談窓口別に見ると各市福祉事務所が前年より大幅に増加しており、その他は減少している（図表54）。

図表53 熊本県内の主な相談窓口における
DV相談件数の推移



熊本県男女参画・協働推進課調べ

図表54 熊本県内の主な相談窓口別DV相談
延べ件数

	（熊本県配偶者女性暴力総力相合相談センター）	（県男女共同参画総合相談室）	（県警各警察署対応分）	（女性の本人権ホットライン）	（熊本市男女共同参画センター）	（各市福祉事務所）	（県地域振興局）	合計
H22	1,082	84	334	155	165	1,813	140	3,773
H23	1,065	74	304	103	79	1,508	118	3,251
H24	1,138	88	421	55	122	2,392	112	4,328
H25	896	81	390	118	167	1,646	92	3,390
H26	1,015	47	773	108	156	2,402	90	4,591
H27	990	49	781	80	114	2,351	146	4,511
H28	885	41	626	76	100	2,812	83	4,623
H29	794	79	485	35	97	2,785	83	4,358
H30	892	41	511	44	45	2,224	68	3,825
R1	848	17	448	23	—	3,242	62	4,640

※1 历年集計、※2 新規認知事案件数、

※3 令和元年度から「一般相談」廃止により対象となる数値計上無し

熊本県男女参画・協働推進課調べ

●DV事案対応件数は依然として高い水準にある

令和元年に熊本県警が対応したDV事案件数は、448件で前年に比べ63件減少した。
(図表55)

図表55 熊本県警察本部におけるDV事案対応状況(暦年集計)

対応件数	書面提出要求※	裁判所からの保護命令通知					裁判所からの保護命令通知違反検挙					他法令検挙
		被害者への接近禁止	被害者の子への接近禁止	被害者の親族等への接近禁止	被害者への電話等の禁止	退去	被害者への接近禁止	被害者の子への接近禁止	被害者の親族等への接近禁止	被害者への電話等の禁止	退去	
H22	340	55	47	28	19	43	15	1	0	0	0	32
H23	291	48	41	23	23	41	10	0	0	1	0	34
H24	421	59	50	27	30	49	12	1	0	1	0	37
H25	390	51	49	26	25	48	14	1	0	0	0	25
H26	773	61	55	37	29	55	19	1	0	0	0	122
H27	781	90	73	43	22	69	20	1	0	0	0	127
H28	626	56	55	33	15	53	16	1	0	0	0	163
H29	485	53	42	26	15	40	17	0	0	0	1	94
H30	511	32	28	20	10	27	14	1	0	0	0	113
R1	448	52	46	28	20	43	22	2	0	0	0	102

※ 警察が裁判所から「申立人が相談した際の状況等を記載した書面」の提出を求められた件数

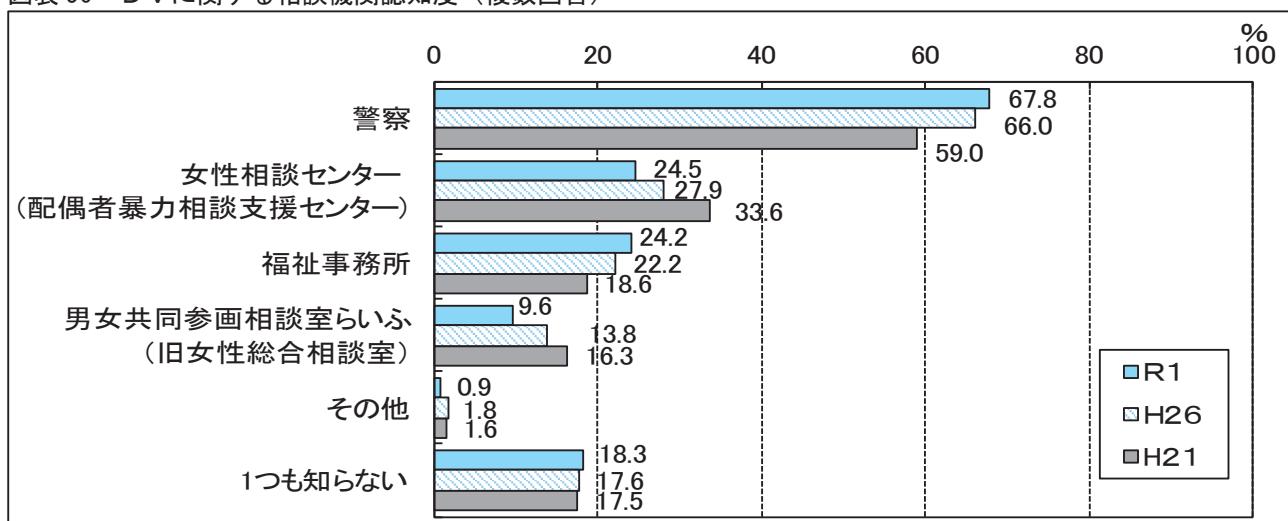
熊本県警察本部生活安全企画課調べ

●DVに関する相談機関の認知度は、警察が67.8%で突出している

県内のDV相談機関の認知度調査では、警察が平成26年調査から1.8ポイント増加し67.8%で突出している。次いで女性相談センターが3.4ポイント減少し24.5%、福祉事務所は2.0ポイント増加し24.2%となった。

一方で、18.3%の人が相談機関を「1つも知らない」と回答しており、誰にも相談できずに悩む被害者がいなくなるよう、相談機関の周知に一層取り組む必要がある(図表56)。

図表56 DVに関する相談機関認知度(複数回答)



熊本県男女参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査」(R1.11実施)

(2) ストーカー・性犯罪

●ストーカー認知件数は減少

ストーカーの認知件数は283件と前年294件に比べ11件減少し、性犯罪の認知件数は53件で、前年より5件減少している（図表57）。

図表57 熊本県警察本部におけるストーカー事案・性犯罪（強制性交等罪と強制わいせつ罪）対応状況
(暦年集計)

・ストーカー事案

年	認知件数	警告	仮の命令(※)	禁止命令	検挙件数			
					命令違反	行為罪	他法令	
H22	162	7	0	0	17	0	5	12
H23	132	6	0	1	10	0	3	7
H24	203	11	0	0	25	0	3	22
H25	220	11	0	1	18	0	3	15
H26	413	19	0	1	26	0	3	23
H27	445	23	0	1	43	0	3	40
H28	292	16	0	0	29	0	2	27
H29	228	12	0	10	28	1	5	22
H30	294	23	0	14	35	0	2	33
R1	283	23	0	22	30	2	9	19

※仮の命令：緊急を要する場合に聴聞手続きを経ずに発する命令

熊本県警察本部生活安全企画課調べ

・性犯罪

年	認知件数	検挙件数
H22	67	45
H23	73	43
H24	67	51
H25	106	73
H26	91	70
H27	83	70
H28	68	59
H29	76	62
H30	58	48
R1	53	50

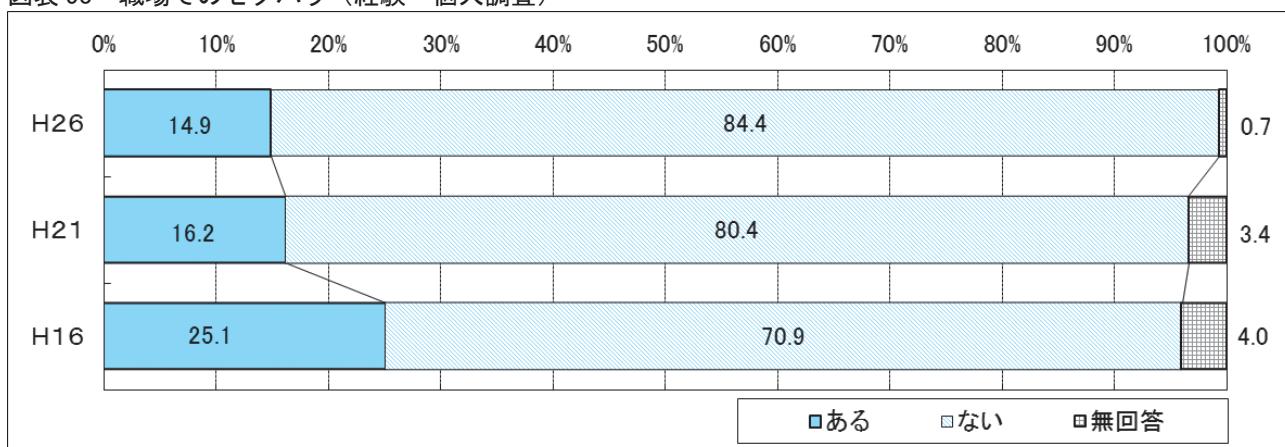
熊本県警察本部刑事企画課調べ

(3) セクシュアル・ハラスメント

●職場でセクハラを受けた経験「ある」が14.9%

平成26年調査時点において、熊本県内の事業所で「職場でセクハラを受けた経験のある女性」の割合は14.9%で、10年前の調査より4割近く減少しているものの、前回調査（H21）からは微減にとどまり、依然セクハラ事象が起きている（図表58）。

図表58 職場でのセクハラ（経験・個人調査）



熊本県労働雇用創生課「平成26年熊本県女性労働実態調査」

2 自殺、児童虐待の状況

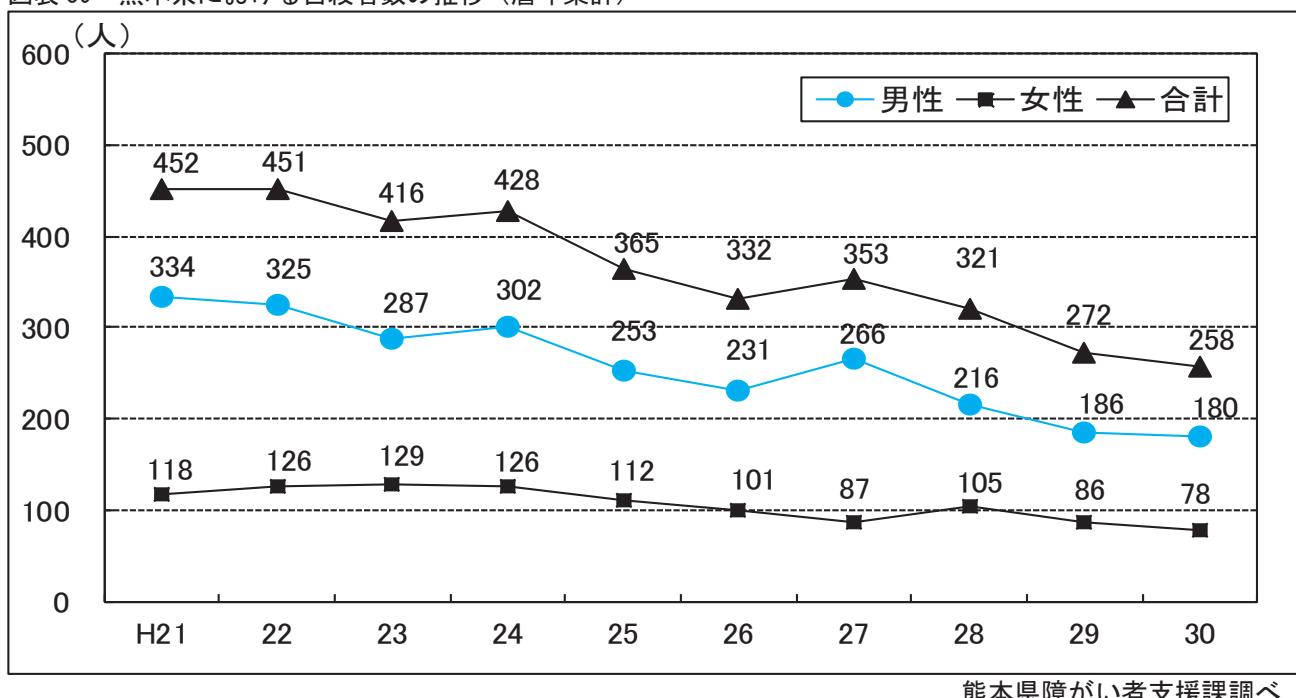
(1) 自殺者の推移

●40歳以上の男性自殺者が全体の約半数を占める

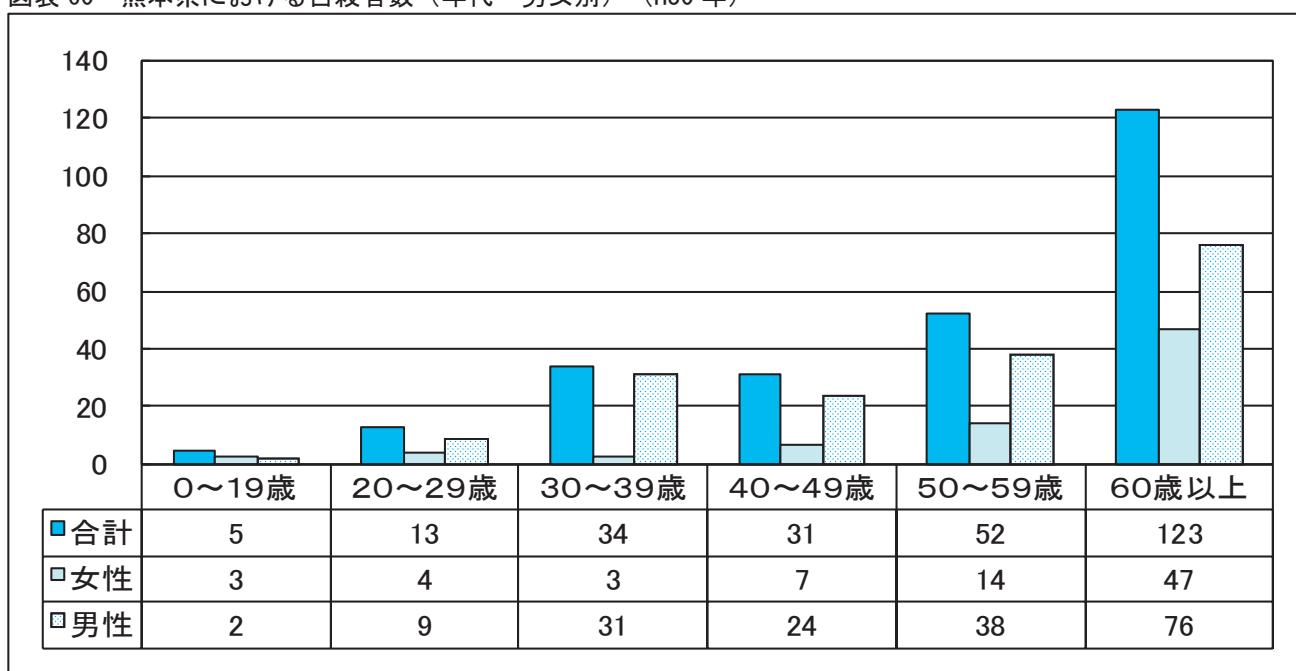
本県における平成30年の自殺者数は258人で、前年と比べ男性、女性ともに減少した。

また、男性自殺者は自殺者数全体の約7割を占め、中でも40歳以上の男性自殺者が自殺者全体の半数以上を占めている（図表59・60）。

図表59 熊本県における自殺者数の推移（暦年集計）



図表60 熊本県における自殺者数（年代・男女別）（H30年）

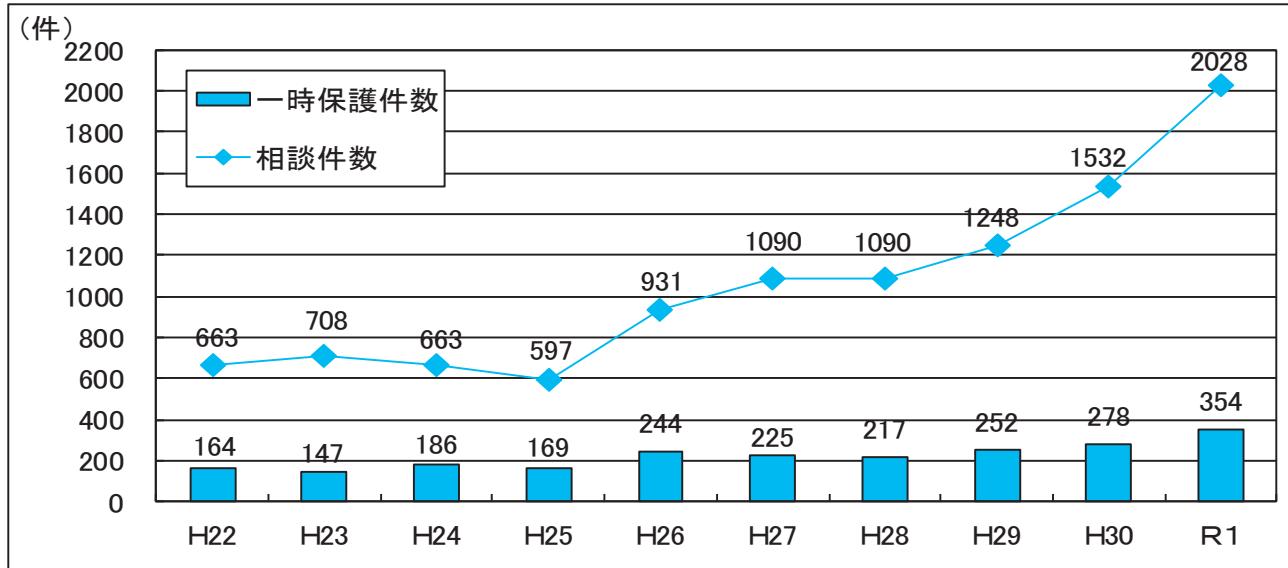


(2) 児童虐待相談件数の推移

●県内の児童虐待相談件数は、前年から増加し過去最高に

令和元年度に本県の児童相談所に寄せられた相談件数は2,028件で、前年より496件増加し、過去最高となった(図表61)。

図表61 熊本県における児童虐待相談件数の推移



※熊本県中央児童相談所、八代児童相談所、熊本市児童相談所(H22～)の合計件数

熊本県子ども家庭福祉課調べ

3 女性の健康の状況

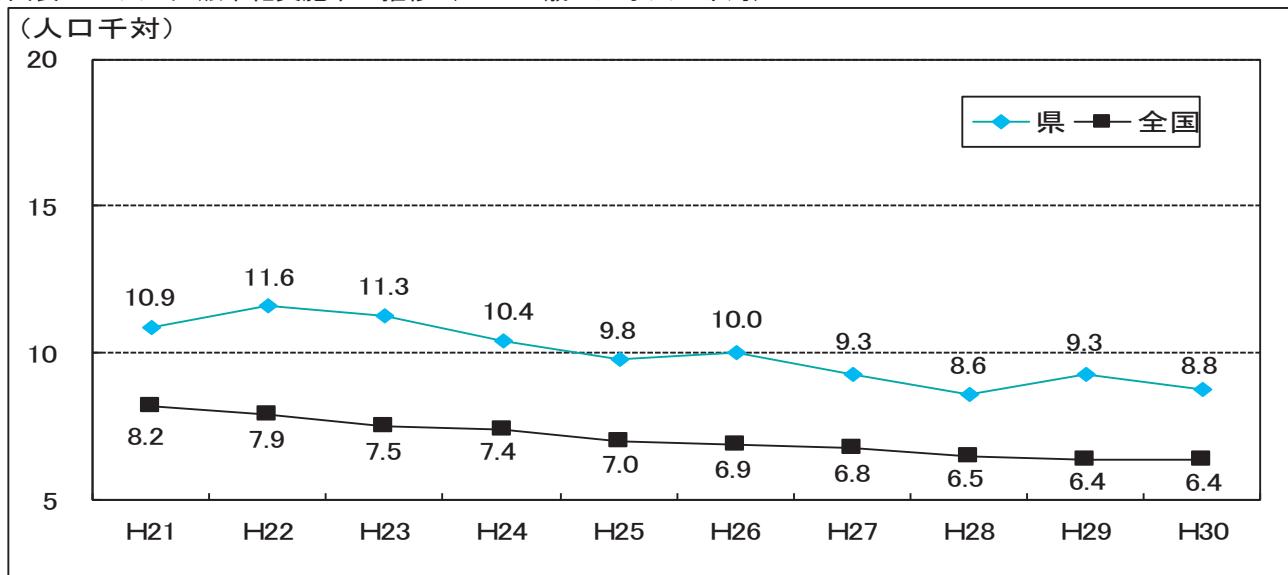
(1) 人工妊娠中絶件数・実施率

●人工妊娠中絶実施率は、全国平均を一貫して上回っている

本県の平成30年度人工妊娠中絶実施率(15～49歳の女子人口千対)は8.8%と前年より0.5ポイント減少したが、一貫して全国平均を上回っている(図表62・63)。

人工妊娠中絶は、女性の心とからだに大きな影響を与えることから、未然に防ぐために若いうちから正しい性の知識の普及啓発が必要である。

図表62 人工妊娠中絶実施率の推移(15～49歳の女子人口千対)



厚生労働省「平成30年度衛生行政報告例」

図表 63 年齢階級別にみた人工妊娠中絶の件数と実施率

		総数	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
件数	熊本県	2,881	211	619	570	630	551	280	20
	全国	161,697	13,588	40,408	31,437	31,481	28,887	14,508	1,388
実施率 (人口 千対)	熊本県	8.8	5.1	16.7	14.6	13.7	10.8	4.9	0.4
	全国	6.4	4.7	13.2	10.4	9.2	7.6	3.2	0.3
	差	2.4	0.4	3.5	4.2	4.5	3.2	1.7	0.1

厚生労働省「平成 30 年度衛生行政報告例」

トピック③

「性犯罪・性暴力」対策強化の方針について

国は、令和2年度から4年度の3年間を性犯罪・性暴力対策の集中強化期間とし、刑事法の検討、被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発などの取組強化方針が発表されました。

性犯罪・性暴力対策強化の方針(概要)	
性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」(令和2年度～4年度:3年間)	
刑法に関する検討とその結果を踏まえた適切な対処	<ul style="list-style-type: none"> ○「性犯罪に関する刑法検討会」における検討 ○児童や障害者など被害者の事情聴取の在り方等の検討
性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実	<ul style="list-style-type: none"> ○専門的プログラムの拡充の検討 ○出所者情報の地方公共団体への提供 ○仮釈放中の性犯罪者等へのGPS機器の装着等検討
被害申告・相談をしやすい環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○被害届の即時受理の徹底 ○二次的被害の防止(女性警察官の配置、研修) ○警察の性犯罪被害者相談支援 ○ワンストップ支援センターにつながるための体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・全国共通短縮番号の導入、無料化の検討 ・SNS相談の通年実施の検討 ・夜間休日コールセンターの設置検討 ・センター等の増設の検討
切れ目のない手厚い被害者支援の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○ワンストップ支援センターと病院等の関係機関の連携強化 ○中期的な支援(トラウマ対応の専門職育成、福祉との連携) ○障害者や男性等の多様な被害者支援の充実
教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防	<ul style="list-style-type: none"> ○生命(いのち)の尊さを学ぶ教育、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育 ○学校等の相談体制の強化 ○わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分(懲戒免職、告発、教員免許状の管理等の見直し) ○社会啓発(4月を若年層の性暴力予防月間など)
方針の確実な実行	<ul style="list-style-type: none"> ○7月具体的な工程 ○毎月4月にフォローアップ ○性暴力の実態把握

内閣府「共同参画(7月号) 性犯罪・性暴力対策の強化の方針について」より

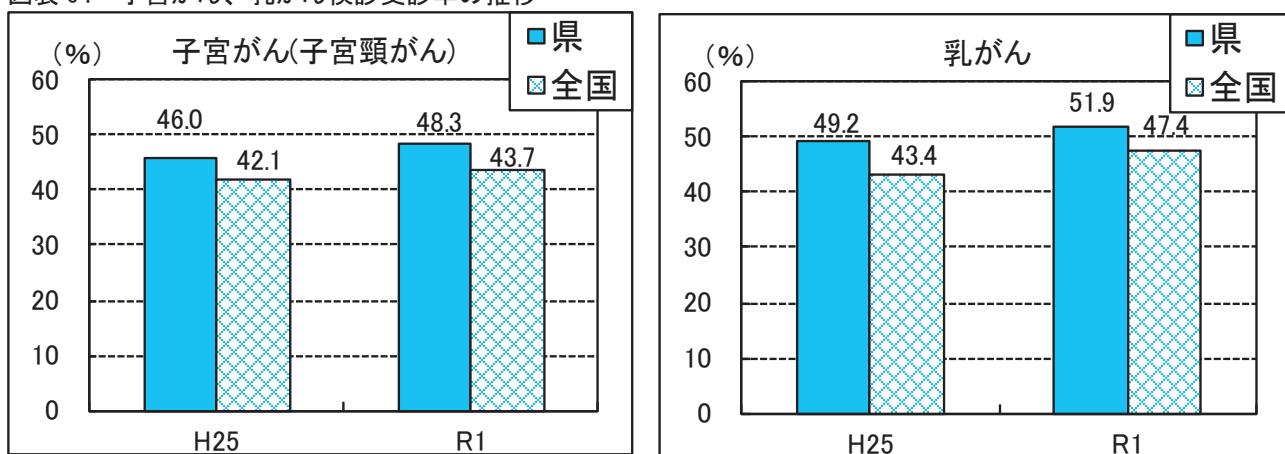
(2) 子宮がん（子宮頸がん）、乳がんの検診受診率・死亡率

●子宮がん（子宮頸がん）、乳がんの検診受診率は共に全国平均を上回る

令和元年の本県における子宮がん（子宮頸がん）検診受診率は48.3%、乳がんの検診受診率は51.9%と平成25年よりも増加、いずれも全国平均を上回っており県目標の55%（令和5年度まで）に近づきつつある。（図表64）。

子宮がんの死亡率は全国平均を下回っているが、乳がんの死亡率は全国平均を上回っている（図表65）。

図表64 子宮がん、乳がん検診受診率の推移



※子宮がん検診はH25調査から子宮頸がん検診として調査している。

※対象：子宮頸がん（20～69歳）乳がん（40～69歳）共に過去2年間に受診したことがある女性

厚生労働省「2019年国民生活基礎調査」

図表65 子宮がん、乳がんの死亡率

	子宮がん(女性人口10万人対)		乳がん(女性人口10万人対)	
	熊本県の死亡率及び順位	全国	熊本県の死亡率及び順位	全国
平成21年	9.2	19位	8.6	18.1
平成22年	10.2	14位	9.1	17.5
平成23年	11.1	7位	9.4	19.0
平成24年	10.5	13位	9.5	17.6
平成25年	9.2	31位	9.4	21.2
平成26年	11.6	8位	10.0	20.5
平成27年	9.7	28位	10.0	21.5
平成28年	9.9	28位	9.9	22.1
平成29年	9.9	29位	10.3	23.1
平成30年	9.0	44位	10.7	23.6

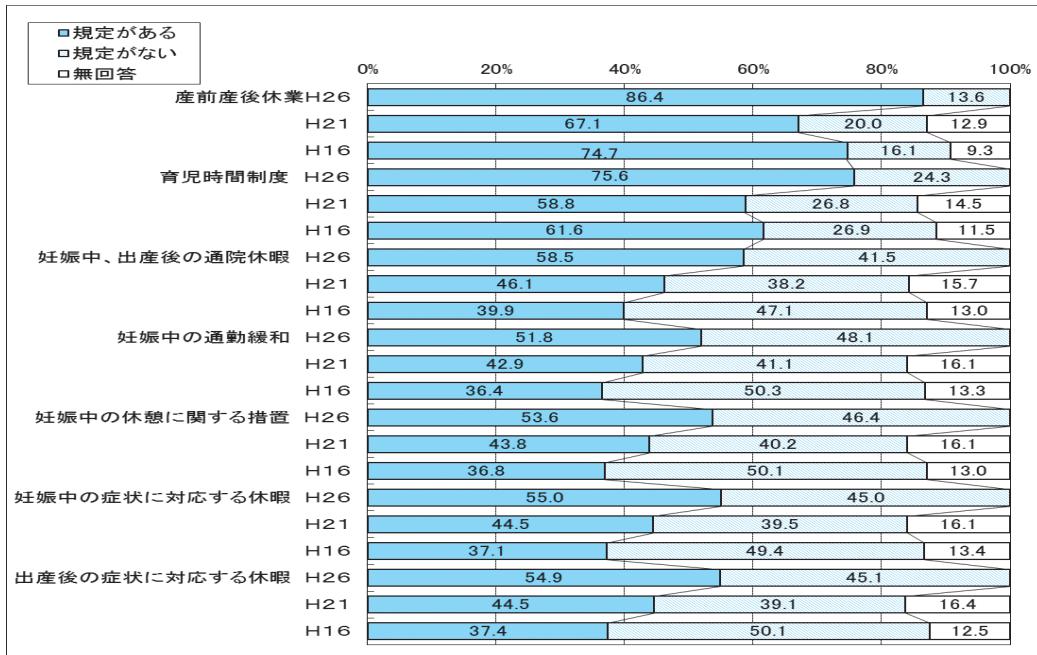
厚生労働省「令和元年人口動態統計」

(3) 母性保護制度の規定率

●すべての制度で「規定あり」が過半数超

平成26年調査では、すべての制度について就業規則等で規定している事業所割合が過半数を超えた。特に、「産前産後休業」については、規定があると答えた事業所が86.4%と前回調査より19.3ポイント増加した（図表66）。

図表 66 母性保護制度の規定の有無



熊本県労働雇用創生課「平成 26 年熊本県女性労働実態調査」

4 地域の防災力における状況

(1) 地域の防災における女性の参画状況

●消防団員に占める女性の割合は依然として低い

令和 2 年 4 月 1 日現在、消防団員に占める女性の割合は 2.5% と前年と比べ 0.1 ポイント増加した（図表 67）。令和 2 年 4 月 1 日現在の自主防災組織会長における女性の割合は 2.8% と前年に比べ 0.3 ポイント増加したが、ともに依然として低い状況にある。男女双方の視点を反映した防災体制の整備が必要である（図表 68）。

図表 67 消防団員における女性割合

	調査時点	全体(人)	うち女性(人)	女性の割合	備考
消防団員	H23. 4. 1現在	34, 774	603	1. 7%	熊本県消防保安課 調べ
	H24. 4. 1現在	34, 557	626	1. 8%	
	H25. 4. 1現在	34, 417	637	1. 9%	
	H26. 4. 1現在	34, 574	725	2. 1%	
	H27. 4. 1現在	34, 369	764	2. 2%	
	H28. 4. 1現在	34, 135	777	2. 3%	
	H29. 4. 1現在	33, 507	774	2. 3%	
	H30. 4. 1現在	33, 015	735	2. 2%	
	H31. 4. 1現在	32, 194	779	2. 4%	
	R2. 4. 1現在	31, 567	795	2. 5%	

図表 68 自主防災組織会長における女性割合

	調査時点	全体(人)	うち女性(人)	女性の割合	備考
自主防災組織会長	H28. 4. 1現在	3, 307	81	2. 4%	熊本県男女参画・ 協働推進課調べ
	H29. 4. 1現在	3, 402	89	2. 6%	
	H30. 4. 1現在	3, 474	94	2. 7%	
	H31. 4. 1現在	3, 421	87	2. 5%	
	R2. 4. 1現在	3, 631	100	2. 8%	

IV 推進体制の充実・連携強化

男女共同参画社会づくりを着実に進展させるためには、住民に一番身近で重要な役割を果たす市町村と県が連携体制を強化し、各種施策に取組んでいく必要がある。

また、行政間の連携だけではなく、男女共同参画社会の実現に向けて自主的に活動を展開している各種団体を支援し、連携・協働を進めていく必要がある。

ここでは、市町村や県民、NPO等の団体との協働による取組状況などについてみていく。

ポイント

- 1 男女共同参画計画の策定状況は84.4%となった。
- 2 男女共同参画推進団体数は30団体である。

1 市町村の取組状況

(1) 推進体制の整備状況

男女共同参画宣言を行った市町村は11市町である(図表69)。

県内市町村における男女共同参画社会の推進体制の進捗状況は、次のとおりとなっている(図表70)。

- ・条例制定率 44.4% (45市町村中、20市町村制定)
- ・男女共同参画計画策定率 84.4% (45市町村中、38市町村策定)
- ・庁内推進会議設置率 80.0% (45市町村中、36市町村設置)
- ・民間有識者による審議機関(懇話会等)設置率 93.3% (45市町村中、42市町村設置)
- ・女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画 100.0% (全市町村策定)

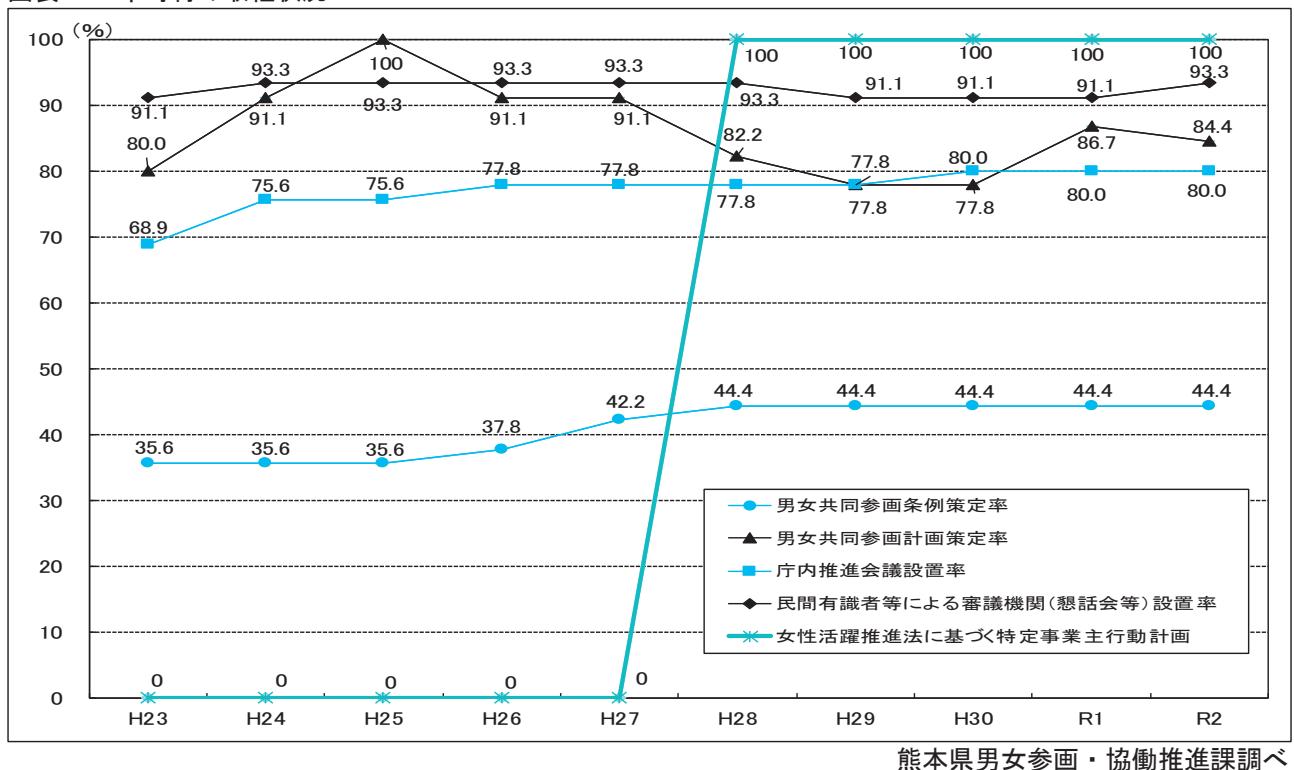
図表69 熊本県の男女共同参画宣言都市(令和2年4月1日現在)

宣言年度	市町村名	備考
H7	旧八代市	合併前に宣言
H15	旧菊池市	合併前に宣言
H16	荒尾市	H17.1.29
H17	水俣市	H17.11.20
H18	天草市	H19.2.17
H19	宇城市	H19.11.21
	合志市	H20.1.26
H20	上天草市	H21.1.24
H21	八代市	H21.6.19
	益城町	H21.9.15
H22	菊池市	H22.11.20
	大津町	H23.2.6
H23	菊陽町	H24.1.28

※男女共同参画宣言都市とは

男女共同参画社会の実現に向けて気運を広く醸成することを目的として、自治体を挙げて男女共同参画社会づくりへの取組みを行うことを宣言した都市。

図表 70 市町村の取組状況



熊本県男女参画・協働推進課調べ

2 県民、NPO等との協働による取組状況

(1) 男女共同参画推進団体数

●推進団体数は30団体

本県では、誰もがその個性と能力を発揮できる住みやすい熊本づくりのため、男女共同参画をはじめとするダイバーシティ（多様性）を推進する取組を行っている。

「男女共同参画推進団体」はその趣旨に賛同し、男女共同参画をはじめとするダイバーシティへの意識をもって活動する団体であり、令和2年3月末現在で30団体を登録している。